

高校生等への修学支援に関する参考資料

平成 2 9 年 5 月

目 次

1. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（旧制度）に関する経緯・概要	3
2. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律に関する経緯・概要	7
3. 高校生等への修学支援（現行制度）の概要	13
4. 教育の機会均等に関するデータ	30
5. 公私間格差に関するデータ	36
6. 高校生等への修学支援の実績に関するデータ	40
7. 高校生等への修学支援に関する議論	52
8. 参考	62

1. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給 に関する法律（旧制度）に関する経緯・概要

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

趣 旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

制度の概要

(1) 対象となる学校種

対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの)とする。

(2) 公立高等学校に係る措置

公立高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。

(3) 私立高等学校等に係る措置

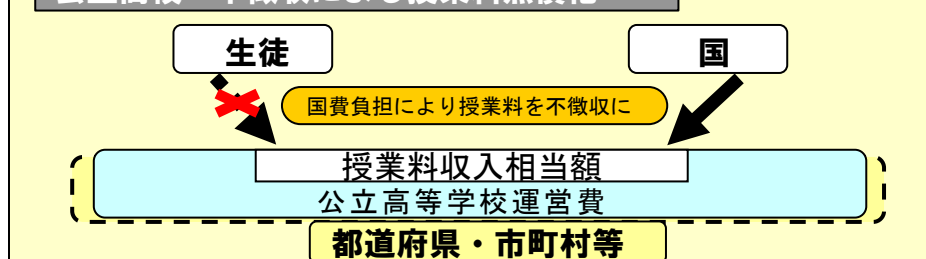
(2)以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(私立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒は増額※)を助成(学校設置者が代理受領)する。

〔※所得に応じて、一定額(118,800円)を1.5～2倍した額を上限として助成する。〕

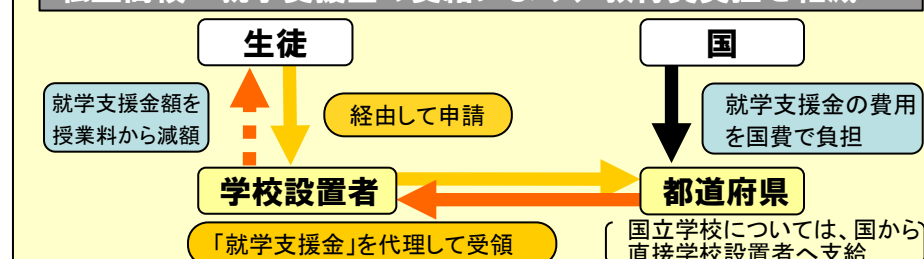
年収250万円未満程度 237,600円(2 倍)

年収250～350万円未満程度 178,200円(1.5倍)

公立高校—不徴収による授業料無償化—



私立高校—就学支援金の支給により、教育費負担を軽減—



施行期日

平成22年4月1日

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案 提案理由説明（抄）

今日、高等学校等は、その進学率が約98％に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されております。

また、高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっております。

さらに、諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においても、中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されておりますが、我が国はこの規定を留保していることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められております。

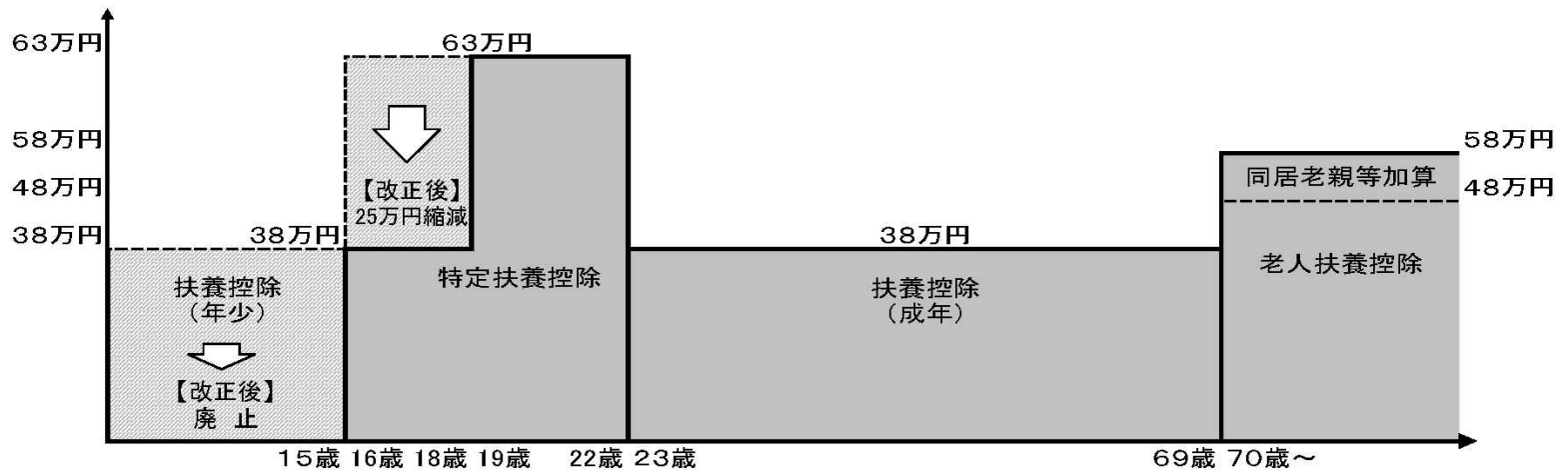
この法律案は、このような観点から、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものであります。

扶養控除の見直しについて

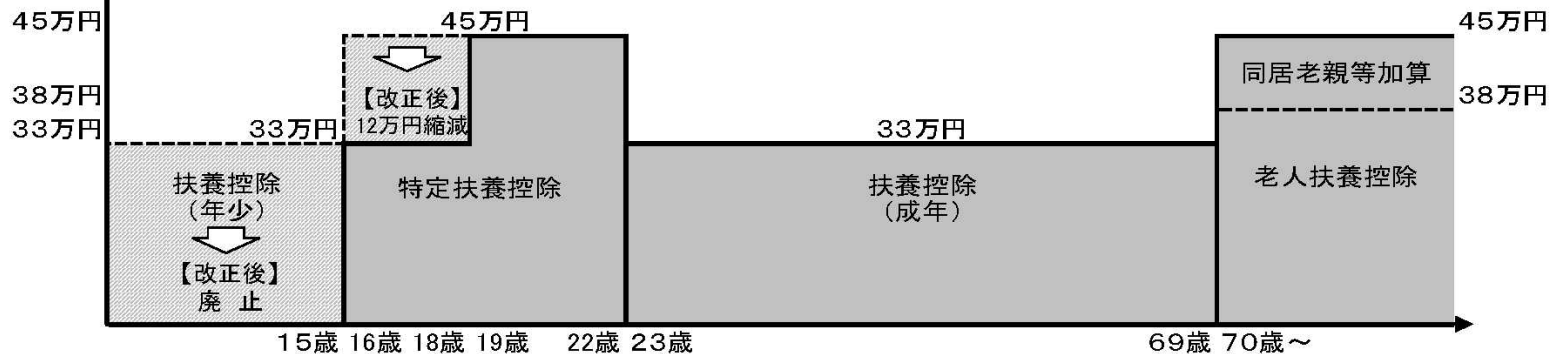
- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止する。

※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



2. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律に関する経緯・概要

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

趣 旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」)の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設ける。

※所得制限により捻出した財源は、低所得世帯の生徒等に対する支援の拡充に充てる(政令等で措置)。

概 要

1. 公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との2本立てとなっている制度を、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化する。

2. 所得制限の導入

保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者(高所得世帯の生徒等)については、就学支援金を支給しないこととする。

※所得制限の基準額は、年収910万円(政令で措置)。

3. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設ける。

4. その他

法律の題名の変更、収入の状況に係る届出規定の追加など、所要の規定の改正を行う。

施行期日

平成26年4月1日

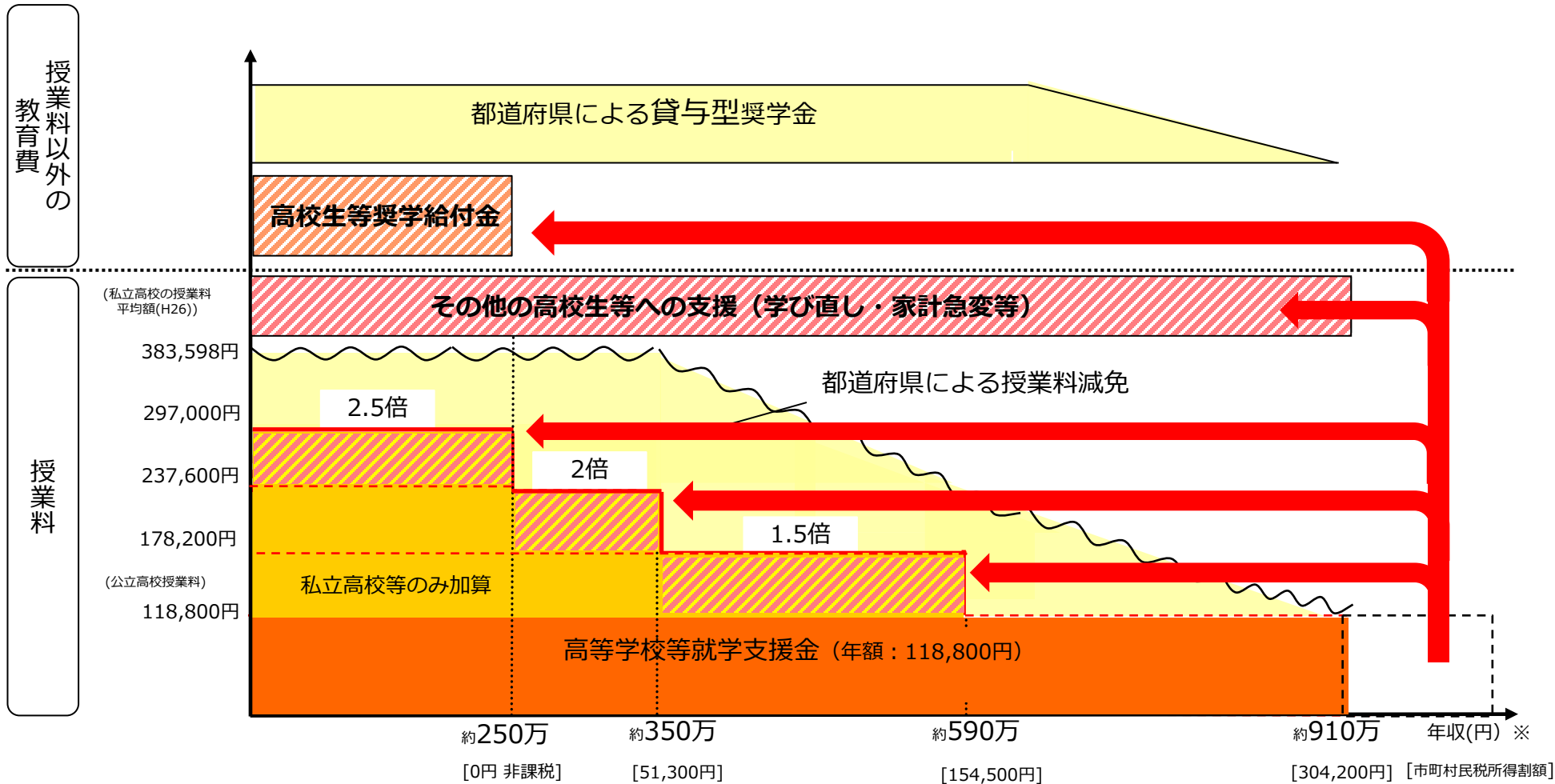
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案 提案理由説明（抄）

現在の法律は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、平成２２年に制定されたものでありますが、その施行後においても、低所得世帯の生徒について高等学校教育に係る経済的負担が十分に軽減されておらず、特に私立高等学校の低所得世帯の生徒には、授業料を中心に依然として負担が大きい状況にあります。

このため、低所得世帯の生徒に対する一層の支援と公私間の教育費格差の是正を図る必要がありますが、厳しい財政状況の下、そのための財源を捻出するためには、限られた財源を有効活用する観点から、高等学校等就学支援金の支給に所得制限を設けることが必要であります。

この法律案は、このような観点から、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため高等学校等就学支援金の支給について、所得制限を行う等の必要な見直しを行うものであります。

所得制限の導入により捻出した財源による支援の拡充イメージ



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安。
実際は[]で示した市町村民税所得割額（両親の合算）で判断。

高等学校等就学支援金における所得基準の考え方

年収の目安	市町村民税所得割額 (実際の判断基準)	支給額	考え方
910万円 未満	30万4200円 未満	11万8800円	①所得制限に係る世帯を全世帯の2割程度とすること 改正前の高等学校等就学支援金制度において「低所得者」として加算を行っている世帯が約2割であったことから、年収の上位層の約2割を「高所得者」とみなした。 ②所得制限の基準額を900万円を上回る額とすること 都道府県の授業料減免支援制度において、当時、最も高い収入まで支援を行っていた京都府が年収900万円世帯まで支援していたことから、それを上回る水準が適当とした。 ③私立高校生への支援を中間所得者層まで拡大すること 私立高校等に通う生徒について、中間所得者層まで加算措置が可能となるような財源を捻出することとした。
590万円 未満	15万4500円 未満	17万8200円 (1.5倍加算)	子どものいる世帯の収入の中央値が約600万円であったことを踏まえ、設定した。
350万円 未満	5万1300円 未満	23万7600円 (2倍加算)	低所得者への学資の支援という点で趣旨を同じくする、義務教育段階の就学援助の支給対象者を参考に、生活保護世帯に準ずる収入として、設定した。
250万円 未満	0円（非課税）	29万7000円 (2.5倍加算)	低所得者への学資の支援という点で趣旨を同じくする、義務教育段階の就学援助の支給対象者を参考に、生活保護世帯に相当する収入として、設定した。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院文部科学委員会（平成25年11月13日（第185回臨時国会）議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法施行後三年を経過した後、低所得世帯への支援の拡充の状況及び公私間の教育費負担の格差是正の状況等を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から、政策の効果を検証した上で、必要な措置を講ずるものとする。

二 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の支給対象となる者が漏れないよう十分配慮すること。

三 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、特に、進路選択の時期に当たる中学三年生の生徒及び保護者に対し、特段の配慮を行うこと。

四 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、家庭環境等も考慮し、教育費を支出することが困難な者に特段の配慮を行うこと。また、急な家計変動が生じた者に対し特段の配慮を行うこと。

五 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、プライバシーに関して十分配慮すること。

六 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場に相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めること。

七 教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。

八 所得制限を導入することにより捻出される財源によって創設される予定の奨学のための給付金など高校生世帯の教育費負担軽減施策については、その確実かつ継続的な実施を図るため、平成二十六年度予算の編成を通じ、最大限努力すること。

参議院文教科学委員会（平成25年11月26日（第185回臨時国会）議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法の施行から三年を経過した後、学校現場や地方公共団体等に対する本制度の影響、低所得世帯への経済的支援の拡充や公私間の教育費負担格差是正の状況等、本制度の具体的効果や影響を様々な角度から検証した上で、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保する観点から、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

二、本制度の趣旨・内容及び就学支援金支給に係る具体的要件・手続について、当事者・関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。特に、進路選択の時期に当たる中学三年生の生徒及び保護者が、制度変更等の影響により、進路の変更や断念を迫られることのないよう、特段の配慮を行うこと。

三、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の受給権を持つ生徒等が支給から漏れることのないよう十分な対策を講ずること。特に、家庭環境等の実情にも十分考慮し、教育費を支出することが困難な生徒等に対しては別途、特段の配慮を行うこと。

四、受給資格認定のための申請の取扱いについては、その過程における生徒等のプライバシーや個人情報保護・管理に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒等が分断・差別されたり、いわゆる「スティグマ」に悩まされることのないよう十分な配慮を行うこと。また、その事務処理等のために地方公共団体や学校現場に相当の事務量が発生することに鑑み、要員の確保や様々な財政措置等を行うことにより、その負担軽減に努めること。

五、急な家計変動が生じた生徒等に対しては、授業料減免の早急な実施等により、就学支援金の支給や加算が開始されるまでの接続を確保するなど、教育の継続に支障がないよう特段の配慮を行うこと。

六、高等学校等の中途退学後の再入学など、やむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒等に対する授業料徴収に関しては、教育的な配慮を十分に行うこと。特に、定時制・通信制の高等学校については、様々な事情を抱えている生徒が多いことに鑑み、特段の配慮を行うこと。

七、教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。

八、所得制限の導入により捻出される財源については、公私間格差の縮減や、奨学のための給付金の創設など教育費負担軽減施策に確実に用いること。そのために、平成26年度予算はもとより、今後の予算編成を通じて最大限の努力を行うとともに、その財源が地方公共団体によって確実かつ継続的に就学支援の拡充のために使われるよう、強く要請し、毎年その状況について調査・確認を行うこと。

九、国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化状況の趣旨を踏まえ、後期中等教育の無償化を早期に実現するよう最大限努力すること。

3. 高校生等への修学支援（現行制度）の概要

高校生等への修学支援

平成29年度予算額 3,833億円(平成28年度予算額 3,842億円)

高等学校等就学支援金等

平成29年度予算額 3,668億円(平成28年度予算額 3,680億円)

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担軽減を図る(所得制限:市町村民税所得割額:304,200円(世帯年収の目安約910万円)以上)。

高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)

平成29年度予算額 136億円(平成28年度予算額 131億円)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援(1/3国庫補助)。

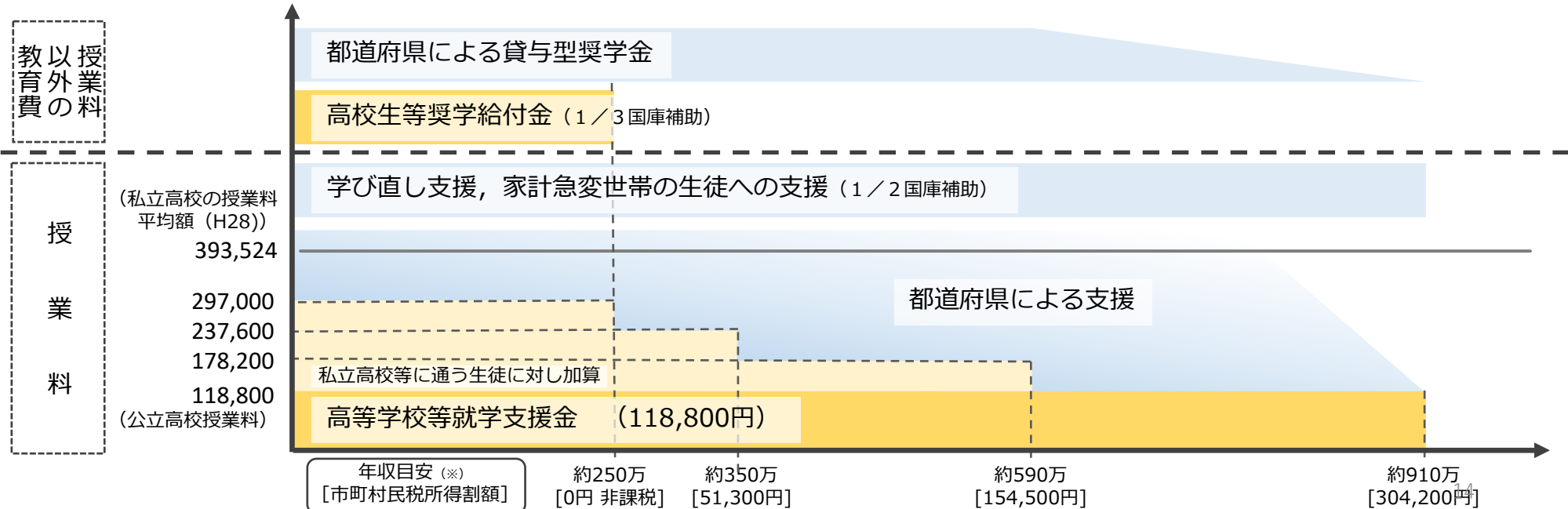
※授業料以外の教育費…教科書費,教材費,学用品費,通学用品費,教科外活動費,生徒会費,PTA会費,入学用品費等

区 分	国公立	私立
生活保護世帯【全日制等・通信制】	年額32,300円	年額52,600円
非課税世帯【全日制等】(第1子)	年額75,800円	年額84,000円
非課税世帯【全日制等】(第2子以降)	年額129,700円	年額138,000円
非課税世帯【通信制】	年額36,500円	年額38,100円

その他の高校生等への支援等

平成29年度予算額 28億円(平成28年度予算額 31億円)

高校中退者の学び直し支援,保護者の失職等による家計急変世帯の生徒への支援,海外の日本人高校生への支援等
マイナンバーに対応した事務処理システムの開発等(上記のうち4億円)



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。実際は[]で示した市町村民税所得割額(両親の合算)で判断。

ご存じですか？
国からの授業料支援

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

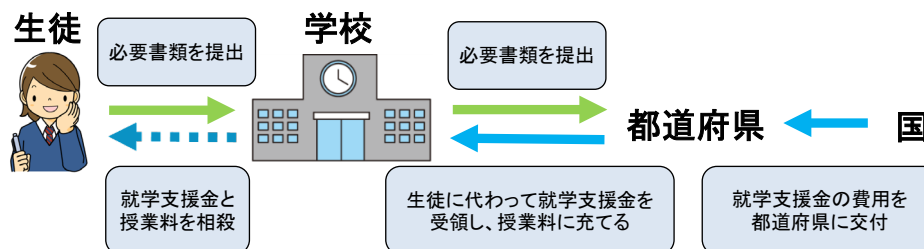
(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

2. 対象者

- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
- ※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
- ・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円以上の者(5, 6を参照)
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者

3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



4. 受給するために必要な手続・書類

申請をしなければ支援は受けられません

(1) 申請手続(4月の入学時)

- ①申請書(進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類

※虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

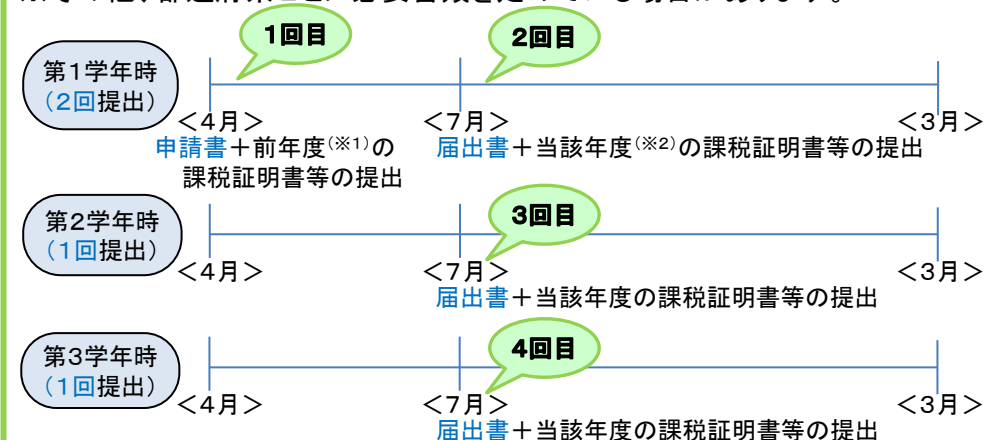
(2) 届出手続(毎年6月～7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

- ①届出書(進学先の高校で配布されます)
- ②上記(1)と同様(課税証明書など)

①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

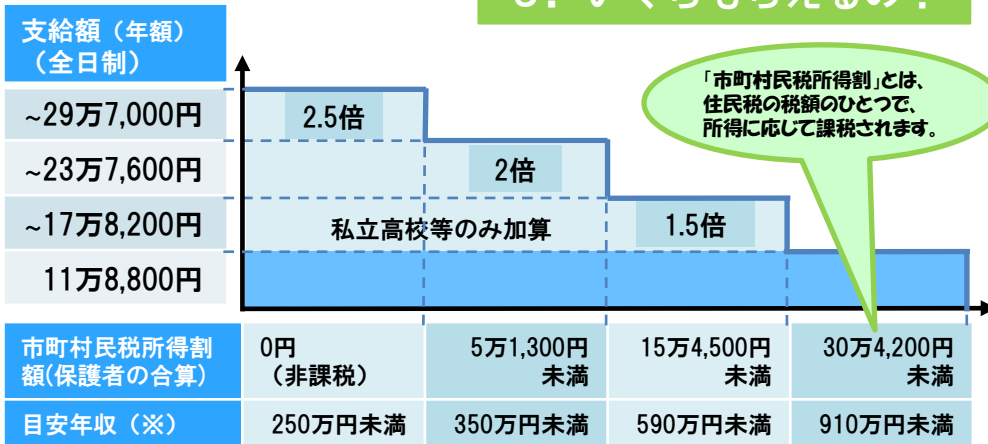
※②は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。
※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成28年度に提出する場合は、27年度の課税証明書等

※2 平成28年度に提出する場合は、28年度の課税証明書等

5. いくらもらえるの？



※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額で行います。

この額が**30万4200円以上**の場合、授業料の全額を負担していただきます。

また、授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。

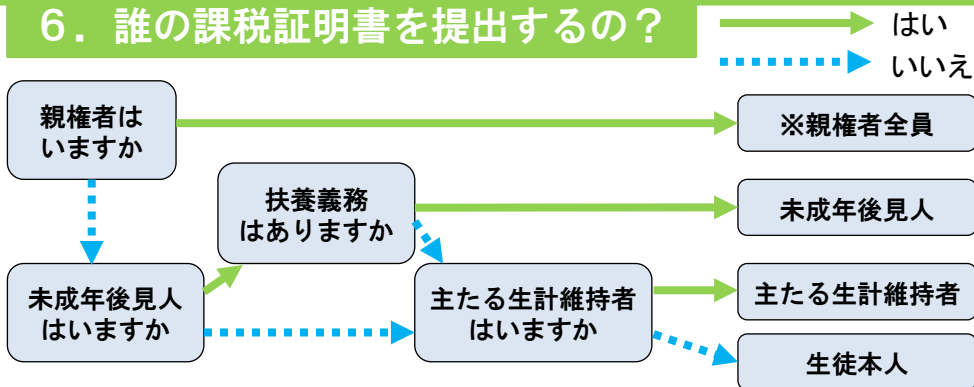
※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

(両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。

年収目安は家庭の状況(家族構成、サラリーマンか自営業か等)で大きく異なる場合があります。**必ず市町村民税所得割額を確認ください。**

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

6. 誰の課税証明書を提出するの？



※次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

詳細については、学校・都道府県にご相談下さい。

7. 課税証明書って何？

(市区町村により形式は異なります)

CHECK!!

課税証明書

納税義務者	住所	氏名
-------	----	----

所得割額	均等割額
市民税 0円	0円
県民税 0円	0円

年度 平成 年度 所得の金額 0円 税額

収入金額	0円	市民税 0円	所得割額 0円	均等割額 0円	年税額 0円
給与	0円	県民税 0円	0円	0円	0円
公的年金等	0円	0円	0円	0円	0円

所得の金額の内訳

総所得 (内給与)	0円	本人該当	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
土地等事業雑	0円	特別障害者	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
分離短期譲渡	0円	その他障害者	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
分離長期譲渡	0円	老年者	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
株式等の譲渡	0円	同居老親等	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
上場株式配当	0円	寡婦	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
先物取引所得	0円	特別障害者	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
山林	0円	特別障害者	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円
退職	0円	特別障害者	0円	控除	0円	所得	0円	課税標準額	0円

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

○課税証明書(市町村役場、出張所で発行)

○市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」

(勤務先を通じて配布。6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。)

○住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

※源泉徴収票では確認できません。

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をして下さい。

■都道府県等では、就学支援金とは別に、収入に応じた独自の授業料減免や奨学金事業(給付型・貸与型)を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

■お問合せ先:

文部科学省高校修学支援ホットライン (平日10:00~17:00) 電話 03-6734-3176

ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高等学校等就学支援金制度の対象校の範囲

高等学校等

- いわゆる「一条校」
高等学校,中等教育学校の後期課程,特別支援学校の高等部,高等専門学校(1～3年)
- 専修学校及び各種学校
「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして文部科学省令に定めるもの



文部科学省令で定めているもの

- 専修学校高等課程
(学校教育法上、中学校における教育の基礎の上に教育を行うこととされている)
- 専修学校一般課程
国家資格者養成課程(①)
- 各種学校
国家資格者養成課程(①)、外国人学校のうち文部科学大臣が指定したもの(②)
- (独)海技教育機構海技士教育科海技課程の本科

①対象となる国家資格者養成施設

准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程
(中卒後の養成課程として法令上位置付けがあるもの)

②対象となる「外国人学校」

指定校:41校

イ	民族系外国人学校	大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることを確認	20校
ロ	インターナショナルスクール	国際的に実績のある、学校の評価を行う団体の認証を受けていることを確認	20校

※規定ハ(H25.2.20削除)に基づき指定を受けるコリア国際学園については、当分の間、就学支援金制度の対象とする旨の経過措置を設け対象としている。

高等学校等就学支援金制度の対象として指定した外国人学校一覧

○民族系外国人学校

	学校名	国籍	告示日
1	ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	イギリス	H22. 4. 30 ^{※2}
2	東京国際フランス学園	不問	H24. 7. 31 ^{※3}
3	東京横浜独逸学園	ドイツ	H22. 4. 30
4	エスコラ・パラレロ各種学校	ブラジル	H22. 4. 30
5	伯人学校イーエーエス太田	ブラジル	H24. 12. 25
6	各種学校インストウト エドウカシオナル ティー・エス レクレアソン	ブラジル	H27. 1. 28
7	イザキニュートン学校	ブラジル	H24. 1. 31
8	H I R O学園 エスコラ ブラジレイラ プロフェッショナル カワセ	ブラジル	H22. 4. 30
9	伯人学校イーエーエス浜松	ブラジル	H22. 4. 30
10	ムンド・デ・アレグリア学校	ペルー、ブラジル	H23. 3. 31 ^{※5}
11	伯人学校イーエーエス豊田	ブラジル	H22. 4. 30
12	伯人学校イーエーエス豊橋	ブラジル	H22. 4. 30
13	伯人学校イーエーエス碧南	ブラジル	H22. 4. 30
14	伯人学校イーエーエス鈴鹿	ブラジル	H22. 4. 30
15	ニッケン学園	ブラジル	H22. 4. 30
16	日本ラチーノ学院	ブラジル	H23. 12. 28
17	東京韓国学校中・高等部	韓国、日本	H22. 4. 30
18	東京中華学校	不問	H22. 4. 30
19	横浜中華学院	中国（台湾）	H22. 4. 30
20	インディアインターナショナルスクール学園	インド	H28. 6. 23

※1 国際評価機関の正式名称は次のとおり。WASCはウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、ACSIはアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル、CISはカウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ、IBOは国際バカロレア事務局。

※2 ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和はH23.3.31に第12学年を、H23.8.30に第13学年を追加指定。

※3 東京国際フランス学園はH24年8月にリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京柳北校（H22.4.30に指定）が統合されたもの。

※4 ホライゾンジャパンインターナショナルスクールはH23.8に指定を受けていたがWASCの認証を受けたため指定を変更した。

※5 ムンド・デ・アレグリア学校はH23.3.31にペルー課程について指定を受け、H25.3.7にブラジル課程について追加指定を受けた。

※6 規定ハ（H25.2.20削除）に基づき指定を受けるコリア国際学園については、当分の間、就学支援金制度の対象とする旨の経過措置を設け対象としている。

○インターナショナルスクール

	学校名	国籍	評価機関※1	告示日
1	北海道インターナショナルスクール	米国及びその他の国	WASC	H22. 4. 30
2	東北インターナショナルスクール	不問	WASC	H22. 4. 30
3	アメリカン・スクール・イン・ジャパン	不問	WASC	H22. 4. 30
4	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	不問	WASC	H22. 4. 30
5	ケイ・インターナショナル スクール 東京	不問	IBO	H22. 4. 30
6	清泉インターナショナル学園	不問	CIS, IBO	H22. 4. 30
7	聖心インターナショナル・スクール	不問	WASC, CIS	H22. 4. 30
8	セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	不問	WASC, CIS, IBO	H22. 4. 30
9	サンモール・インターナショナルスクール	欧米	CIS, IBO	H22. 4. 30
10	ホライゾンジャパンインターナショナル スクール	不問	WASC, IBO	H24. 12. 25 ^{※4}
11	横浜インターナショナルスクール	欧米	CIS, IBO	H22. 4. 30
12	名古屋国際学校	不問	WASC, IBO	H22. 4. 30
13	京都インターナショナルユニバーシティ	不問	ACSI	H23. 5. 10
14	同志社国際学院国際部	不問	IBO, WASC	H24. 12. 25
15	関西学院大阪インターナショナルスクール	欧米	WASC, IBO	H22. 4. 30
16	カネディアン・アカデミイ	欧米	WASC, CIS, IBO	H22. 4. 30
17	マリスト・ブラザース・インターナショナル・スクール	欧米	WASC	H22. 4. 30
18	広島インターナショナルスクール	不問	CIS, IBO	H22. 4. 30
19	福岡インターナショナル・スクール	不問	WASC, IBO	H22. 4. 30
20	沖縄クリスチャンスクールインターナショナル	不問	WASC, ACSI	H22. 4. 30

○その他

1	コリア国際学園※6	不問	－	H23. 12. 8
---	-----------	----	---	------------

高等学校等就学支援金制度における支給期間・支給限度額

- 高等学校等就学支援金の支給期間は、全日制の課程は36月、定時制・通信制の課程は48月までとされている。
- 学校設置者や課程の授業料の実態に応じて、支給限度額が定められている。

	公立		国立	私立	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合	(注1)	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	36 月	36 月	36 月	36 月	36 月
	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	9,600 円/月	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
高等学校 定時制	48 月	48 月	(48 月)	48 月	48 月
	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,600 円/月)	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
高等学校 通信制	48 月	48 月	(48 月)	48 月	48 月
	520 円/月	336 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,600 円/月)	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
中等教育学校 後期課程	36 月	36 月	36 月	36 月	36 月
	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	9,600 円/月	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
特別支援学校 高等部	36 月	—	36 月	36 月	—
	400 円/月	—	400 円/月	9,900 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	36 月	—	36 月	36 月	—
	9,900 円/月	—	9,900 円/月	9,900 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	36 月	36 月	(36 月)	36 月	36 月
	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,900 円/月)	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科・通信制学科	48 月	48 月	(48 月)	48 月	48 月
	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,900 円/月)	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
各種学校	36 月	—	(36 月)	36 月	—
	9,900 円/月	—	(9,900 円/月)	9,900 円/月	—

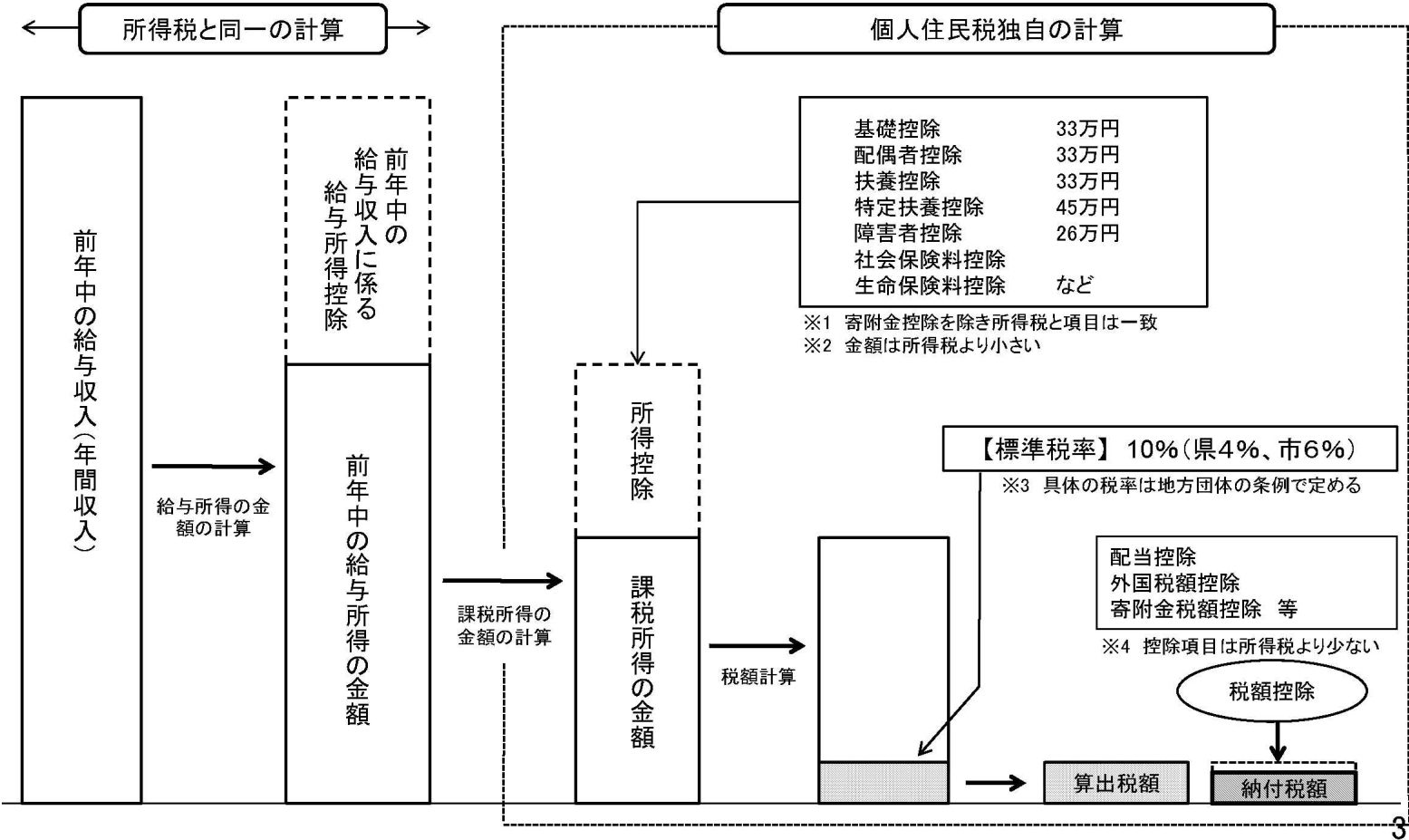
注1) 国立学校は定額授業料のみ

注2) 括弧書きは実際には存在しないもの

市町村民税所得割の算出方法

- 高等学校等就学支援金制度では、市町村民税所得割の額を保護者等の収入の判断基準としている。これは、配偶者控除や扶養控除等により、家族構成等がある程度は反映されることや、所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとってわかりやすいものであること等を考慮したものである。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



高校生等奨学給付金の充実

平成29年度予算額：136億円【5億円増】
平成28年度予算額：131億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。（国庫負担1／3）

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費 など

- 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に対して給付金を支給。なお、特に家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、給付額を増額。



平成29年度予算 概要

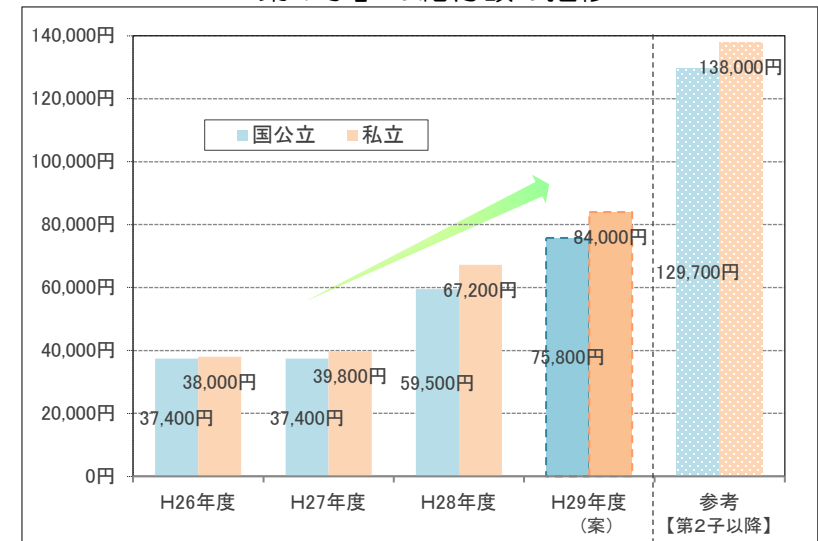
◎高等学校等の生徒数及び申請者数の減少に伴い給付対象(予定)者数が減少【8.6億円減】

給付対象(予定)者数：47.8万人 ⇒ 45万人（▲2.8万人）

◎非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額【13.6億円増】

世帯区分	給付額（年額）			
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立	59,500円 ↓(+16,300円) 75,800円	私立	67,200円 ↓(+16,800円) 84,000円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立	129,700円	私立	138,000円
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円

「第1子」の給付額の推移



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

	●子ども一人世帯		●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）		
	◎兄弟姉妹がいない場合	◎扶養されていない兄弟姉妹がいる場合	◎ 高校生等が2人いる世帯の場合	◎ 高校生等以外の子どもがいる場合	
	世帯A	世帯B	世帯C	世帯D	世帯E
高校生	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私 立 84,000円	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私 立 84,000円	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私 立 84,000円  【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円	 【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私 立 84,000円  【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円
高校生以外		 扶養されていない		 扶養されている	 扶養されている

高校生等奨学給付金における予算積算単価について

○ 高校生等奨学給付金については、子どもの学習費調査に基づき、必要な授業料以外の教育費を予算上積算している。
(※単価表の費目は積算上のものであり、用途を限定するものではない。)

【全日制の場合】

※下段は、子どもの学習費調査（平成22年度）の金額

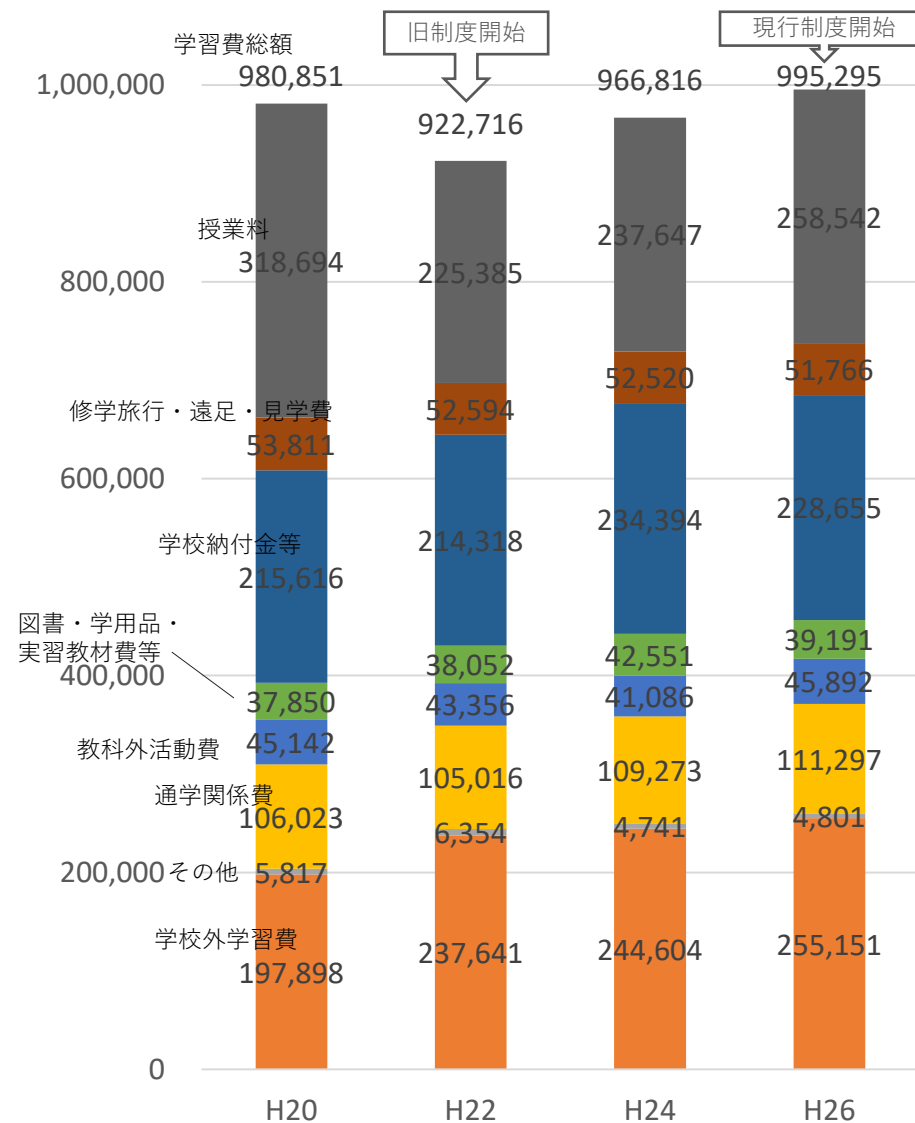
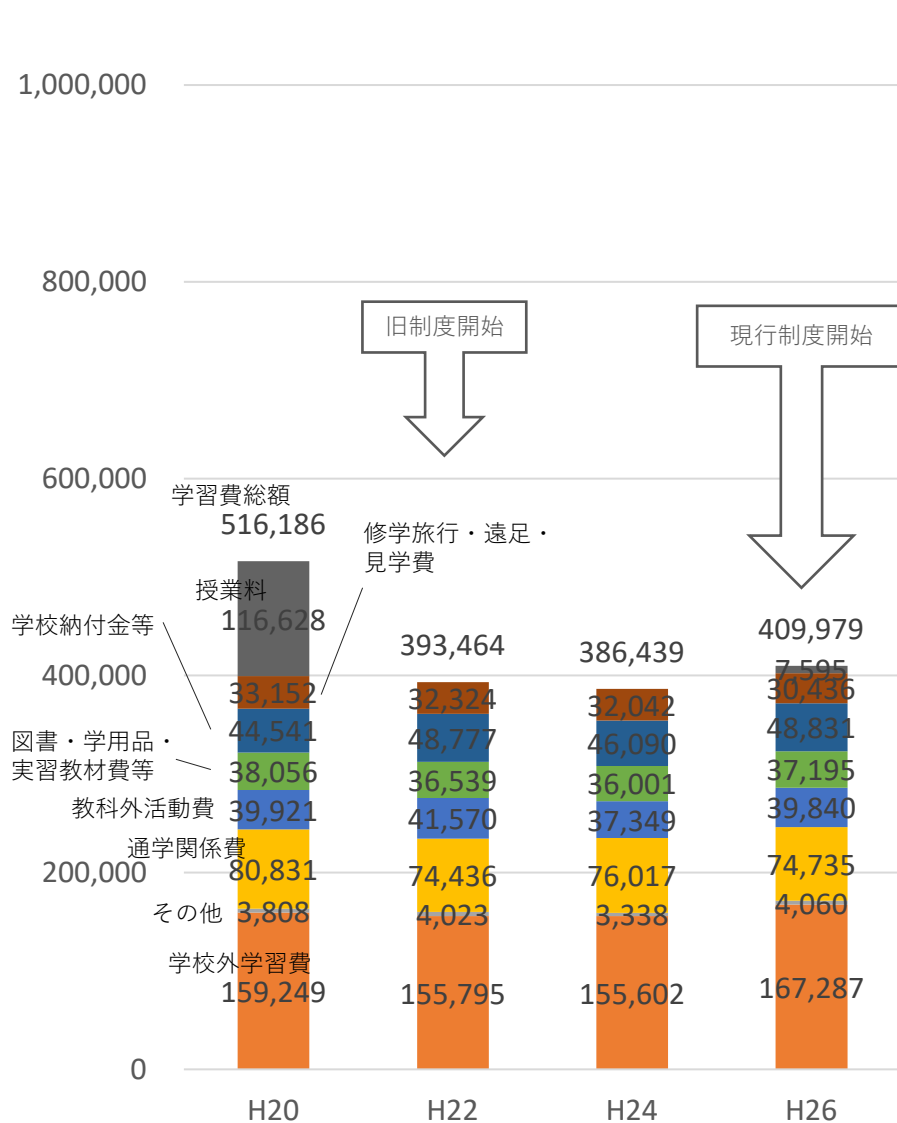
費 目	生活保護受給世帯		非課税世帯（第1子）		非課税世帯（第2子以降）	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
教科書費、教材費	生活保護で措置		19,100 19,131	19,600 19,572	19,100 19,131	19,600 19,572
学用品費			17,400 17,408	18,500 18,480	17,400 17,408	18,500 18,480
通学用品費			9,600 9,642	9,100 9,137	9,600 9,642	9,100 9,137
教科外活動費			8,100 41,570 (教科外活動費)	9,800 43,356 (教科外活動費)	41,600 41,570 (教科外活動費)	43,400 43,356 (教科外活動費)
生徒会費、PTA会費			0 12,316 (生徒会費) 8,130 (PTA会費)	0 13,131 (生徒会費) 13,016 (PTA会費)	20,400 12,316 (生徒会費) 8,130 (PTA会費)	20,400 13,131 (生徒会費) 13,016 (PTA会費)
入学学用品			21,600 21,596 (制服)	27,000 27,045 (制服)	21,600 21,596 (制服)	27,000 27,045 (制服)
修学旅行費	32,300 32,324	52,600 52,594	0 32,324	0 52,594	0 32,324	0 52,594
合計	32,300	52,600	75,800	84,000	129,700	138,000

学習費の推移（高等学校(全日制)）

○ 旧制度開始(H22)以降，学校外学習費が増加している。

公立：約15万6千円（H22）→約16万7千円（H26）【+1万1千円】

私立：約23万8千円（H22）→約25万5千円（H26）【+1万7千円】



※高等学校等就学支援金による支給額は授業料から除かれている。子どもの学習費調査を基に作成

【参考】義務教育段階の就学援助（概要）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成26年度 約14万人】
- ②準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成26年度 約135万人】



3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④国庫補助対象：平成30年度からの小学校入学予定者に対し、入学前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象に追加
- ⑤平成29年度予算額：7億円（28年度予算額：8億円）
ランドセル代や制服代等の「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ ①小学校：20,470→40,600円、②中学校：23,550→47,400円

- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成29年度以降についても適切に対応。
- ・平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

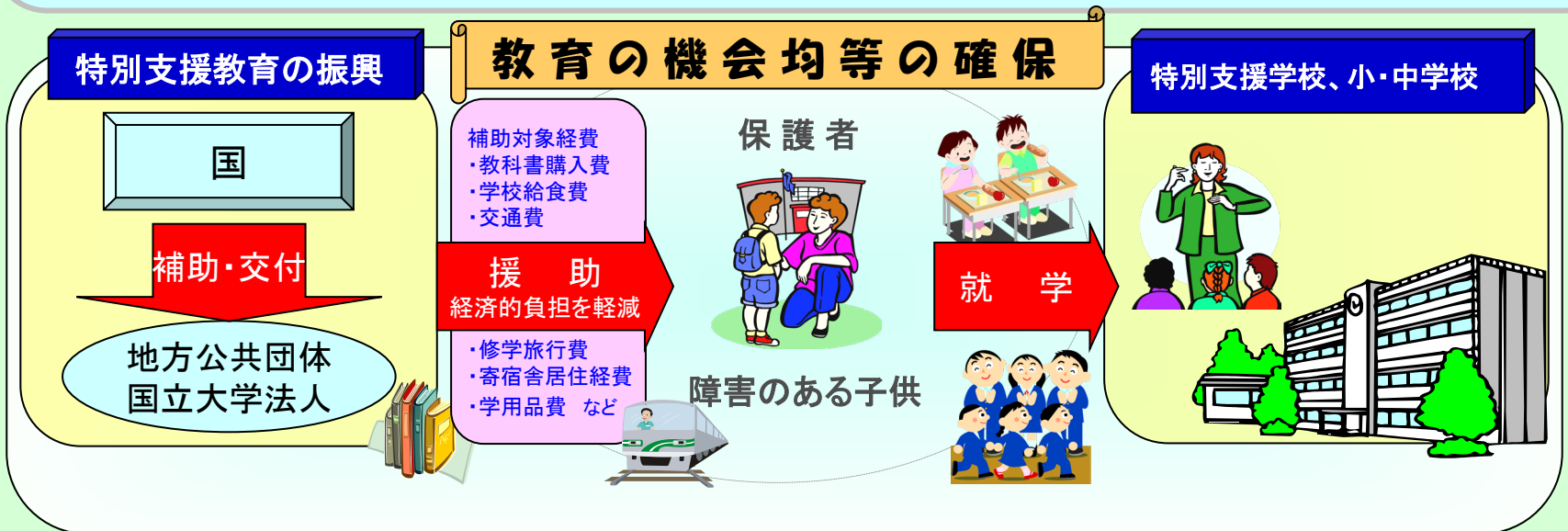
- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成29年度予算額 12,209百万円（平成28年度予算額 12,909百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 6,061百万円（ 6,361百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 5,553百万円（ 5,953百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 公私立の小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 595百万円（ 595百万円）
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

(平成28年度予算額 2.7億円)
平成29年度予算額 1.3億円

趣 旨

都道府県が行う高等学校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

※ 国立高等学校等については、国の事業として実施

概 要

○ 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して就学支援金に相当する額(118,800円)を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

○ 就学支援金と同様に所得制限を設け、保護者等の年収が約910万円以上(市町村民税所得割額 304,200円以上)の場合は、補助対象としない。

○ 就学支援金制度と同様に、私立高等学校等に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、補助対象額を1.5～2.5倍した額を上限とする。

年収 約250万円未満(市町村民税所得割 非課税)	297,000円(2.5倍)
年収 約250～350万円 未満(市町村民税所得割 51,300円未満)	237,600円(2.0倍)
年収 約350～590万円 未満(市町村民税所得割 154,500円未満)	178,200円(1.5倍)

※ 年収は両親の内うちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

※ 対象となる高等学校等の範囲は、就学支援金制度の対象である以下の学校種

(国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの、海上技術学校。)

○ 補助対象期間は最大で24月

○ 補助率 10/10

高等学校等修学支援事業費補助金(家計急変世帯への支援)

(平成28年度予算額 1.0億円)
平成29年度予算額 0.2億円

趣 旨

都道府県が行う高等学校等に係る家計急変世帯への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

※ 国立高等学校等については、国の事業として実施

概 要

○ 保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯の生徒に対し、都道府県が授業料減免による緊急の支援を行う場合などに必要な経費を補助する。

※ 対象となる高等学校等の範囲は、就学支援金制度の対象である以下の学校種

(国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、国公立の高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの、海上技術学校。)

※ 私立の高校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)については、従来から私立高等学校等経常費助成費補助金により支援。(平成28年度予算額2.2億円)

○ 補助期間

家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間。

○ 補助率

・公立の高校等、私立の高等専門学校等 1/2
・国立高校、国立高専、海上技術学校 10/10

高等学校等修学支援事業費補助金 (海外の日本人高校生への支援)

(平成28年度予算額 16百万円)
平成29年度予算額 16百万円

趣 旨

文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

※ 国の事業として直接実施

概 要

○ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。

○ 受給資格要件として、日本国籍を持つことその他、就学支援金と同様に所得制限を設け、保護者等の年収が約910万円以上（市町村民税所得割額 304,200円以上）の場合は、補助対象としない。

○ 就学支援金制度と同様に、低所得世帯の生徒については、所得に応じて、補助対象額を1.5～2.5倍した額を上限とする。

年収 約250万円未満（市町村民税所得割 非課税）	297,000円（2.5倍）
年収 約250～350万円 未満（市町村民税所得割 51,300円未満）	237,600円（2.0倍）
年収 約350～590万円 未満（市町村民税所得割 154,500円未満）	178,200円（1.5倍）

※ 年収は両親の内うちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

（上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、如水館バンコク（タイ）、
立教英国学院（英国）、帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、
慶応義塾ニューヨーク学院（米国））

○ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大24月延長して支給）

○ 補助率 10/10

高校生等への修学支援に関する制度の変遷

(都道府県において、独自の授業料減免(一部は私学助成により国庫補助)や奨学金事業を実施。)

平成17年 国の奨学金に係る補助金や、旧日本育英会奨学金について、都道府県に移管
(旧日本育英会奨学金については、平成26年度に(独)日本学生支援機構からの移管完了)

平成22年4月 **公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 施行**
⇒公立高等学校授業料不徴収制度・高等学校等就学支援金制度の開始

同 7月 扶養控除見直しによる影響を調整するため、1.5倍加算基準について見直し
(「16歳未満扶養親族」と「16歳以上19歳未満扶養親族」の人数を確認し、調整する必要が生じた)

平成26年4月 **公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 施行**
⇒高等学校等就学支援金制度への一本化、所得制限の導入、私立高校等に通う場合の加算拡充、
国家資格養成課程の専修学校一般課程・各種学校を対象に追加、高校生等奨学給付金の創設 等

平成27年4月 申請書及び届出様式の本化、省令様式の簡素化

平成28年4月 高等学校等就学支援金の不正受給事件を受け、再発防止のための申請様式の見直し

平成29年4月 マイナンバーを用いた事務処理に対応するための制度改正

(現時点で見込まれている制度・運用に関する変更)

平成29年7月 (P) 都道府県から政令市への税源移譲に伴う影響を調整するための基準見直し(調整中)

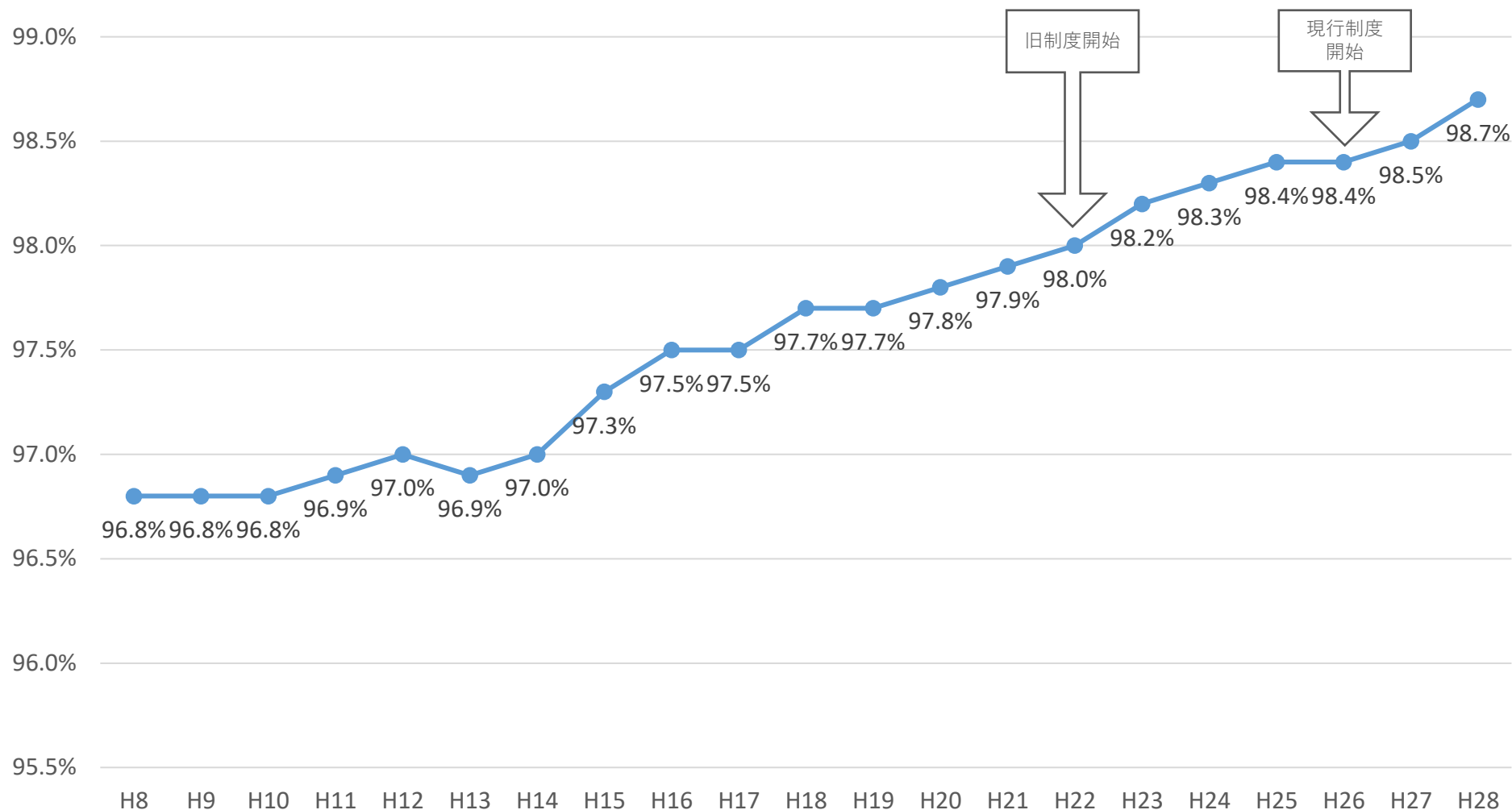
平成31年4月 (P) 文部科学省の提供するマイナンバーを用いた高等学校等就学支援金事務処理システムの稼働

4. 教育の機会均等に関するデータ

高等学校等への進学率の推移

○ 高等学校等への進学率は、引き続き、上昇傾向にあり、この10年間で1ポイント上昇。

H18：97.7% → H28：98.7%

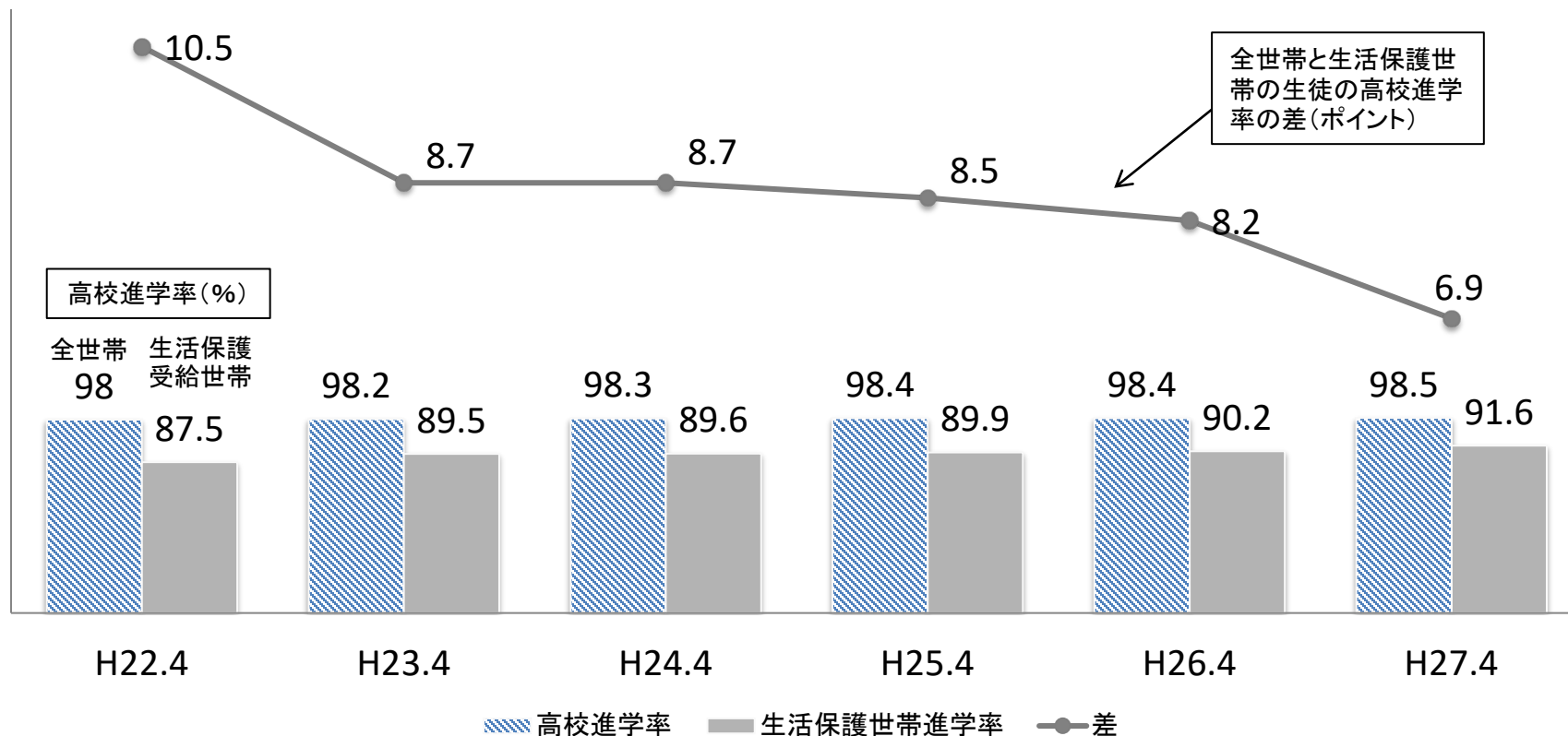


※中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）の占める比率

学校基本調査を基に作成

生活保護受給世帯の高校進学率

- 全世帯と生活保護世帯の高校進学率の差は平成22年度から毎年縮小傾向。
- 平成27年度の生活保護受給世帯の生徒の高校進学率は、全世帯に比べ6.9ポイント低い状況。



※全世帯の高校進学率は、「学校基本調査（文科省）」より

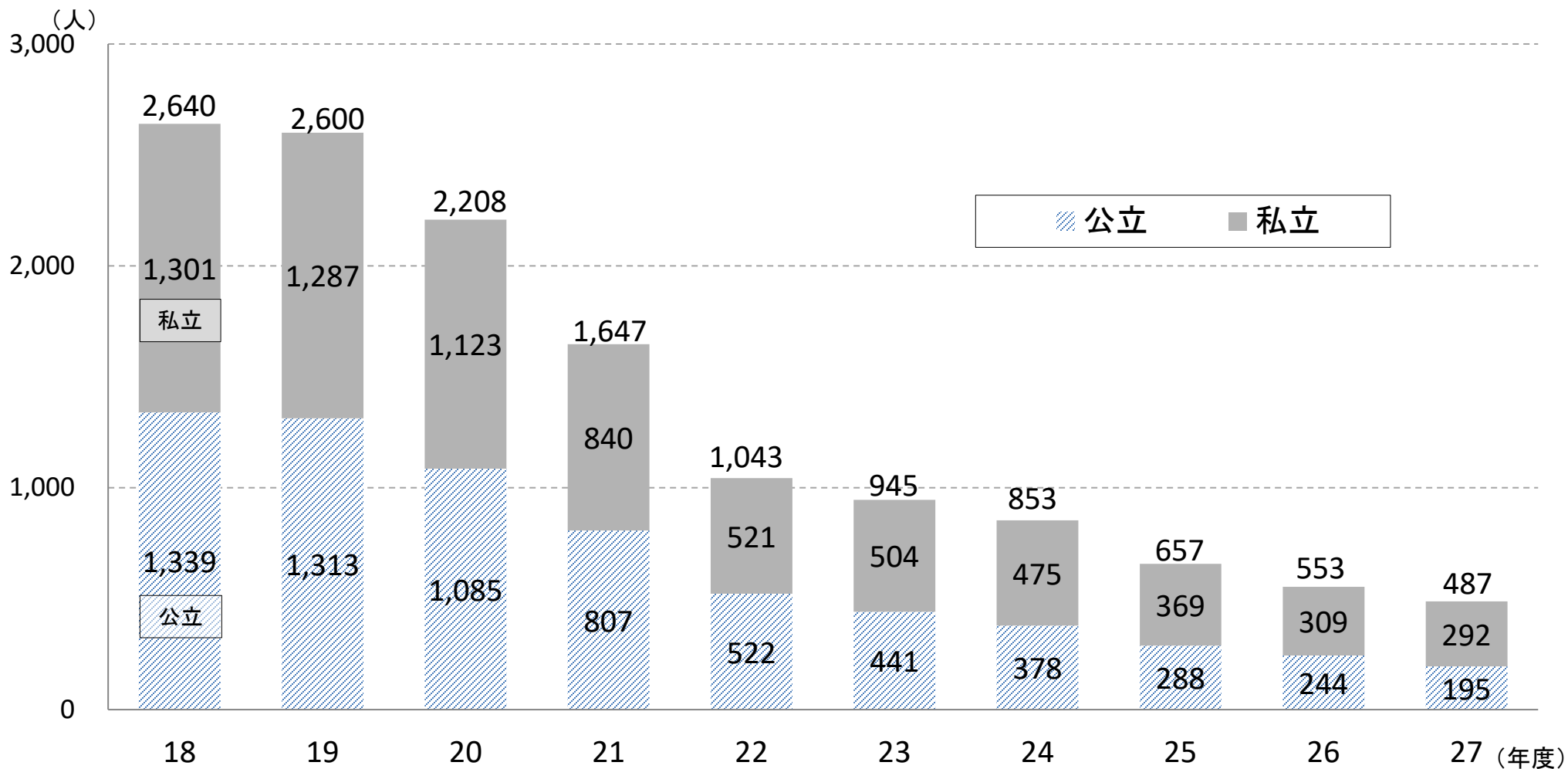
※生活保護世帯の高校進学率は、「厚生労働省社会・援護局保護課調べ」より

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、特別支援学校（高等部）への進学率
（専修学校高等課程を含めた数値は92.8%（平成27年度））

※平成23年分には、東日本大震災の被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県を除く。

経済的理由による高校中退者数（全日制・定時制）

○ 経済的理由による高校中退者数は、高等学校等就学支援金制度等の導入前（H21年度）の約3分の1に減少。



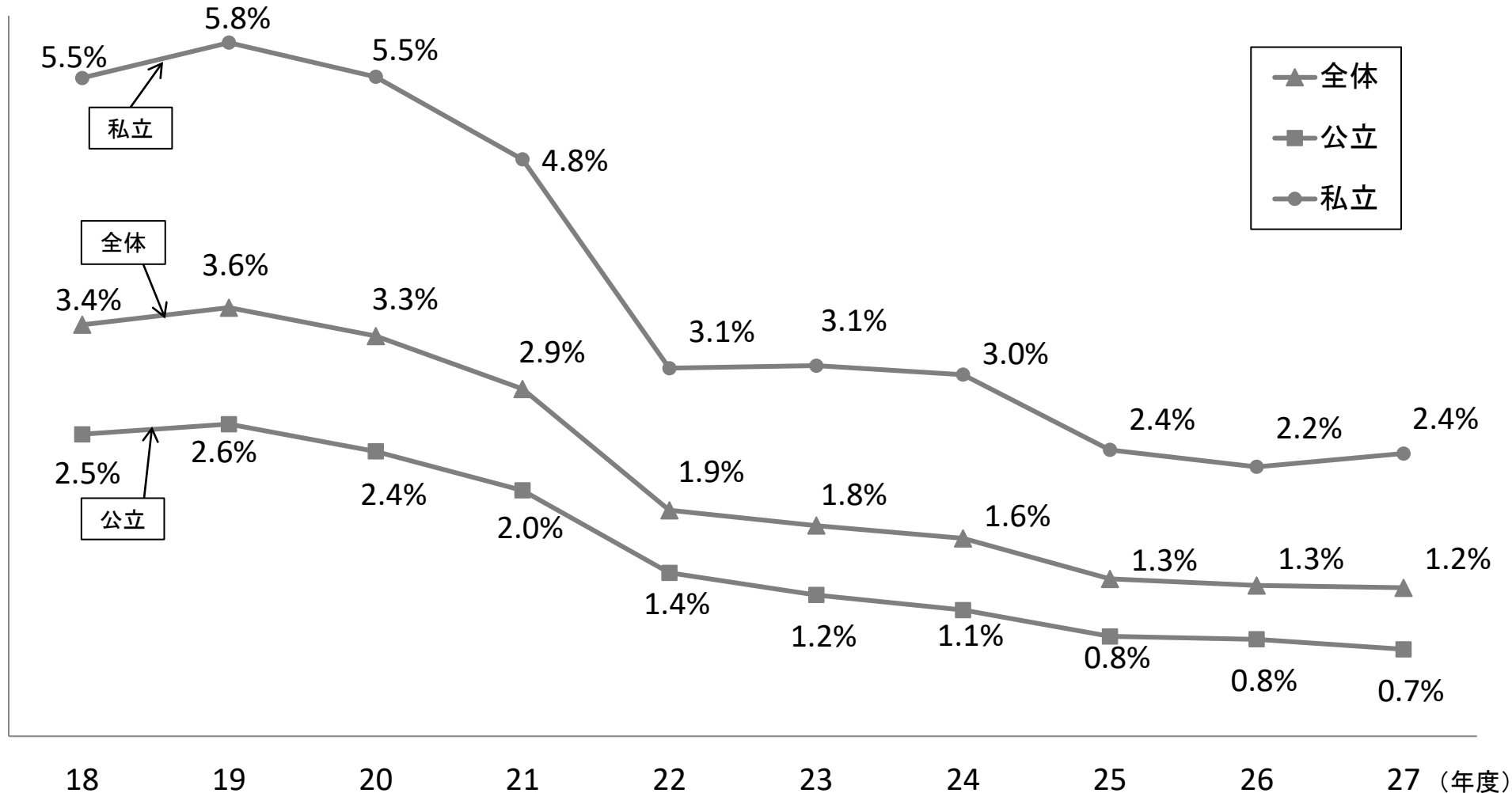
（出典）「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

※国立の経済的理由による中退者はいずれの年も0人。

※平成25年度以前は通信制課程について調査していないため、全日制課程と定時制課程を対象として作成。

経済的理由による高校中退者の割合（全日制・定時制）

○ 経済的理由による高校中退者の割合は高等学校等就学支援金制度等の導入前に比べて大きく減少。

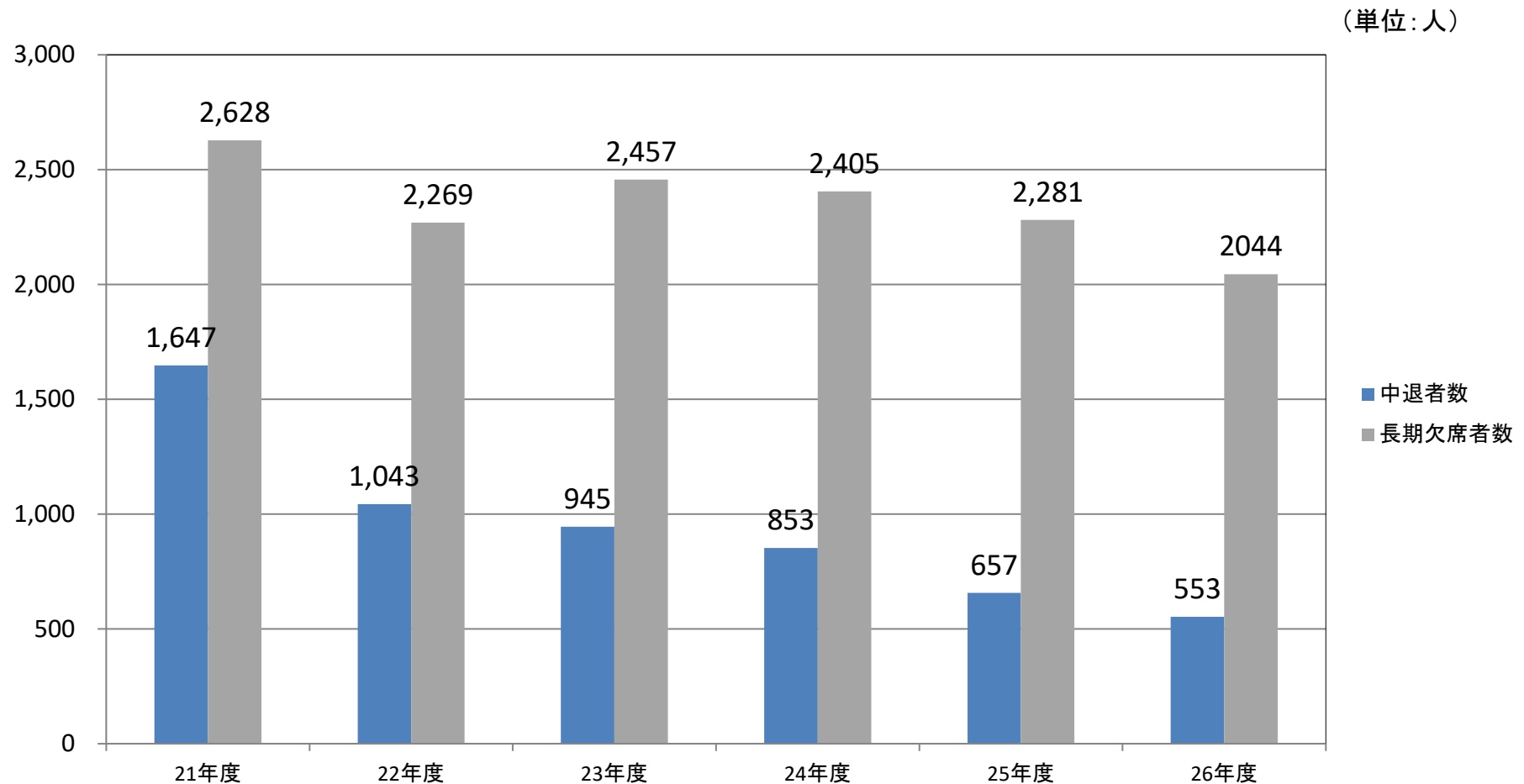


(出典)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

※平成25年度以前は通信制課程について調査していないため、全日制課程と定時制課程を対象として作成。

高等学校における経済的理由による中退者数及び長期欠席者数（全日制・定時制）

- 長期欠席者とは、年度内に連続又は断続して30日以上欠席した生徒。「経済的理由」とは、「家計が苦しく教育費を出せない」、「生徒が働いて家計を助けなければならない」等の理由。
- なお、教育委員会規則や私立学校の学則の中には、「授業料滞納中の生徒に対して、出席停止を命ずることができる」としているものがある。



※出典：「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文科省）」

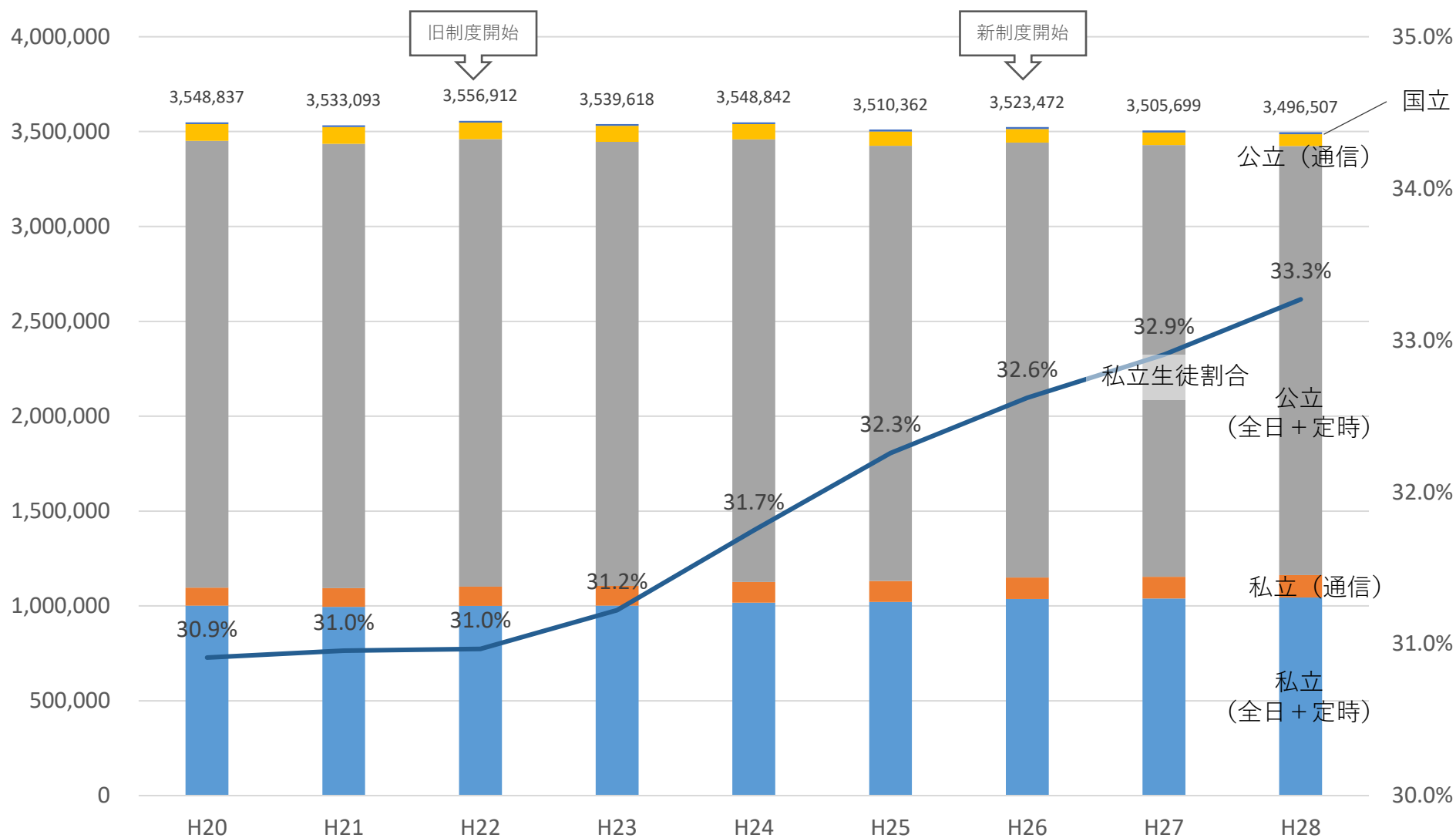
5. 公私間格差に関するデータ

設置者別高校生数の推移（高等学校及び中等教育学校後期課程・本科）

○ 私立高校等の生徒数及び割合は、旧制度開始(H22)以降増加している。

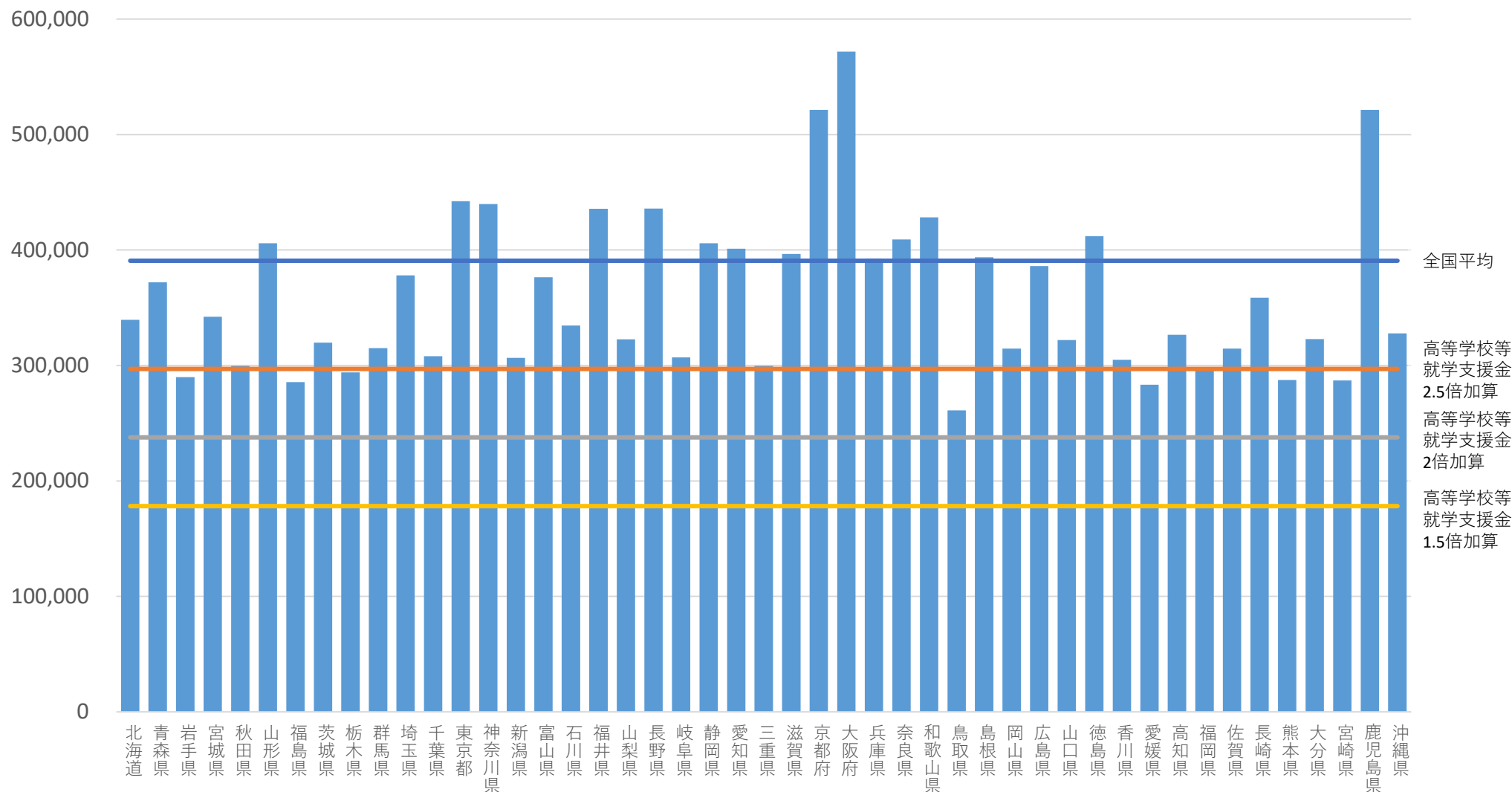
私立：110万人・31%（H22）→116万人・33%（H28）

公立：245万人・69%（H22）→232万人・66%（H28）



都道府県別私立高校の平均授業料（高等学校(全日制)・本科・平成28年度）

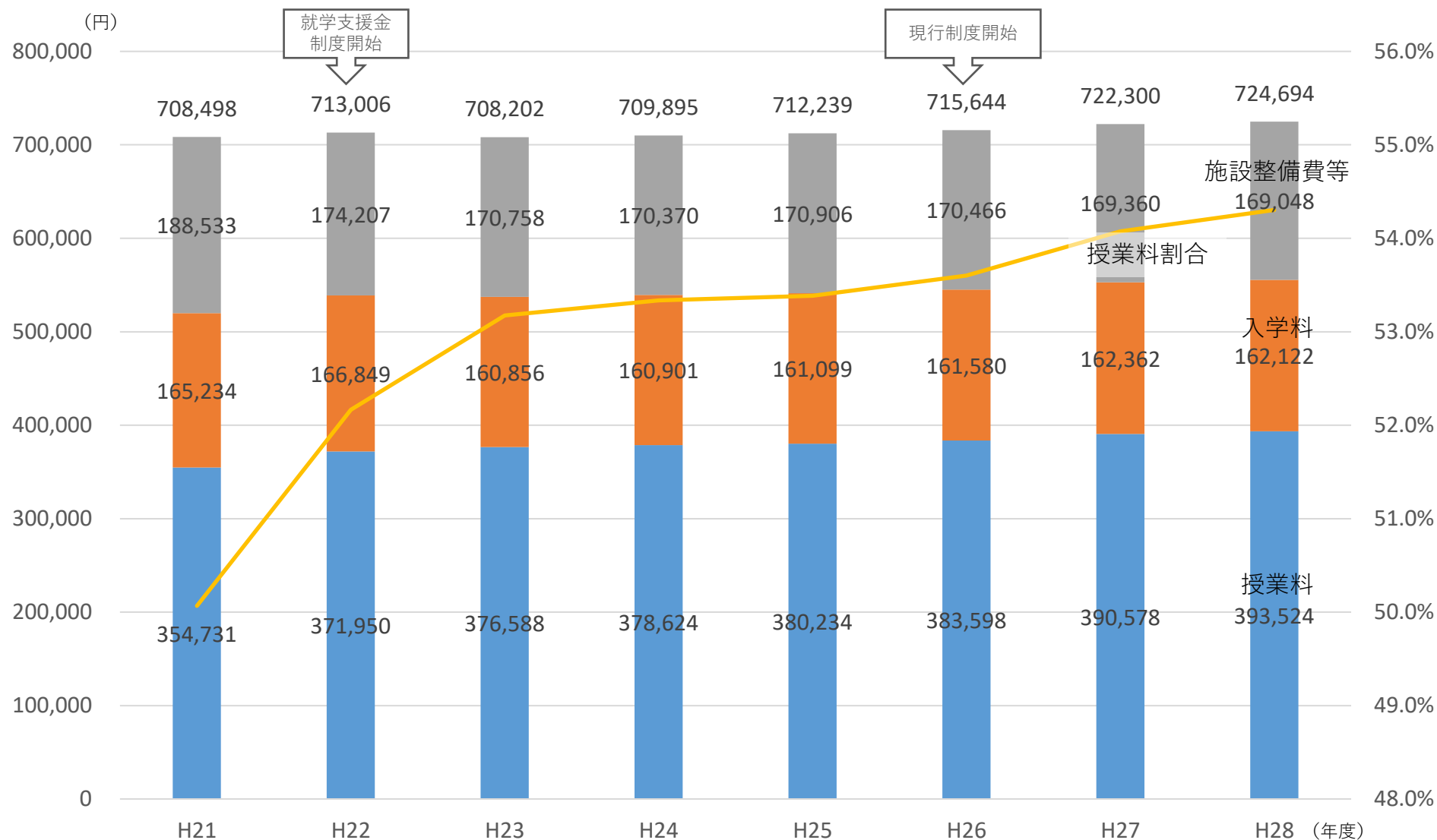
- 私立高校の授業料については、都道府県によって大きく異なる。
最高：大阪府 約57万 最低：鳥取県 約26万 <約31万円の差、大阪府の平均授業料は鳥取県の約2.2倍>
- 10県では、平均授業料が高等学校等就学支援金2.5倍加算の場合の支給額限度額を下回る。



私立高校における授業料等の推移（高等学校・全日制）

○ 私立高校の授業料は、近年増加傾向。

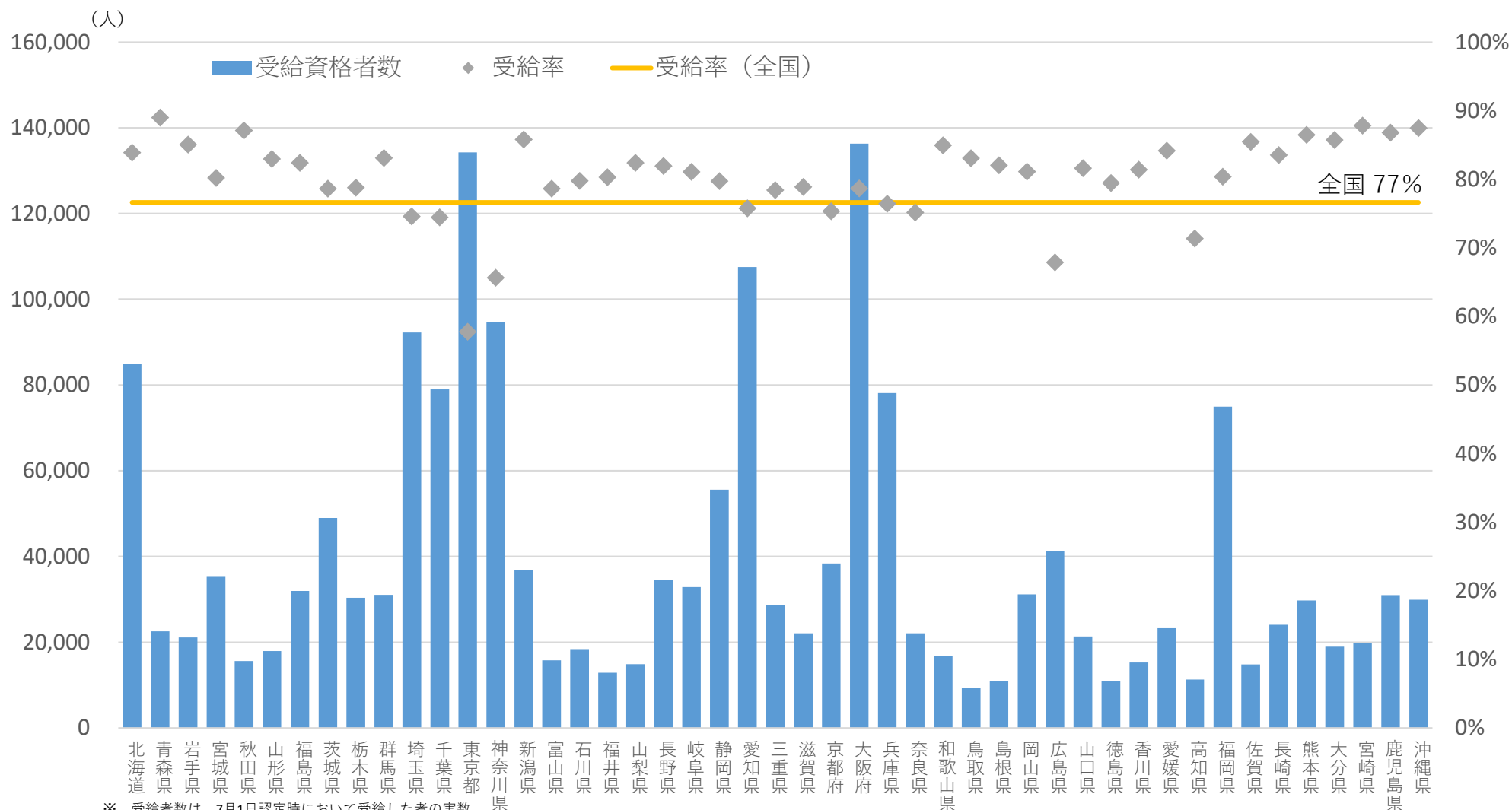
H21：約35万円（約50%）→ H28：約39万円（約54%）【対H21で約11%の増】



6. 高校生等への修学支援の実績に関するデータ

高等学校等就学支援金の受給資格者数・受給率（都道府県別，平成27年度）

- 高等学校等就学支援金の受給資格者は，大阪（約13万6千人），東京（約13万4千人）の順に多く，鳥取（約9千人），島根（約1万1千人）の順に少ない。
- 高等学校等就学支援金の受給率は，青森（89%），宮崎（88%）の順に高く，東京（58%），神奈川（66%）の順に低い。



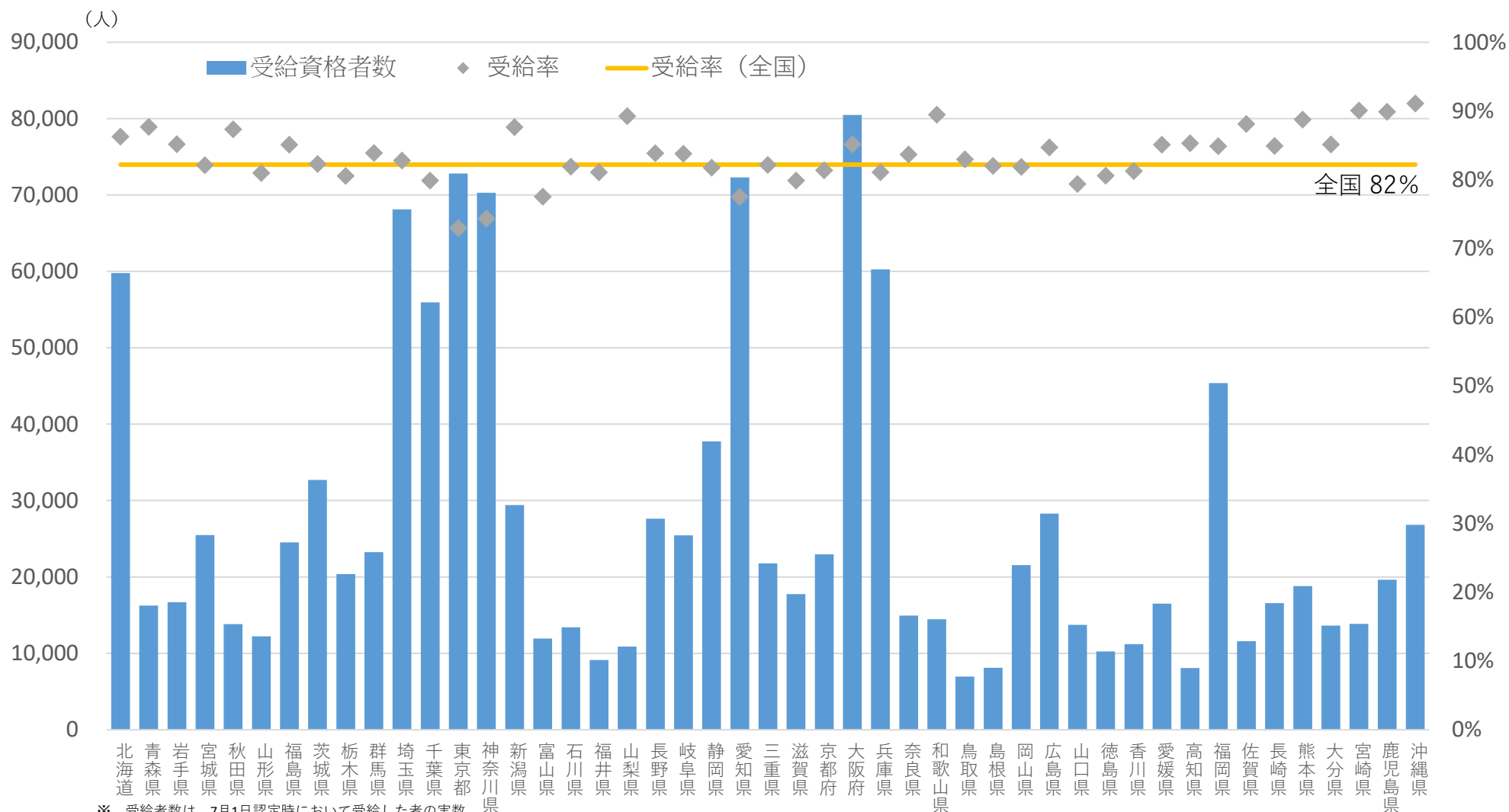
※ 受給者数は，7月1日認定時において受給した者の実数

※ 生徒数（母数）はH27.7.1現在の認定状況調査による対象者（1・2年生）数

高等学校等就学支援金の受給資格者数・受給率【公立】（都道府県別，平成27年度）

○ 公立に通う高等学校等就学支援金の受給資格者は，大阪（約8.0万人），東京（約7.3万人）の順に多く，鳥取（約7千人），高知（約8千人）の順に少ない。

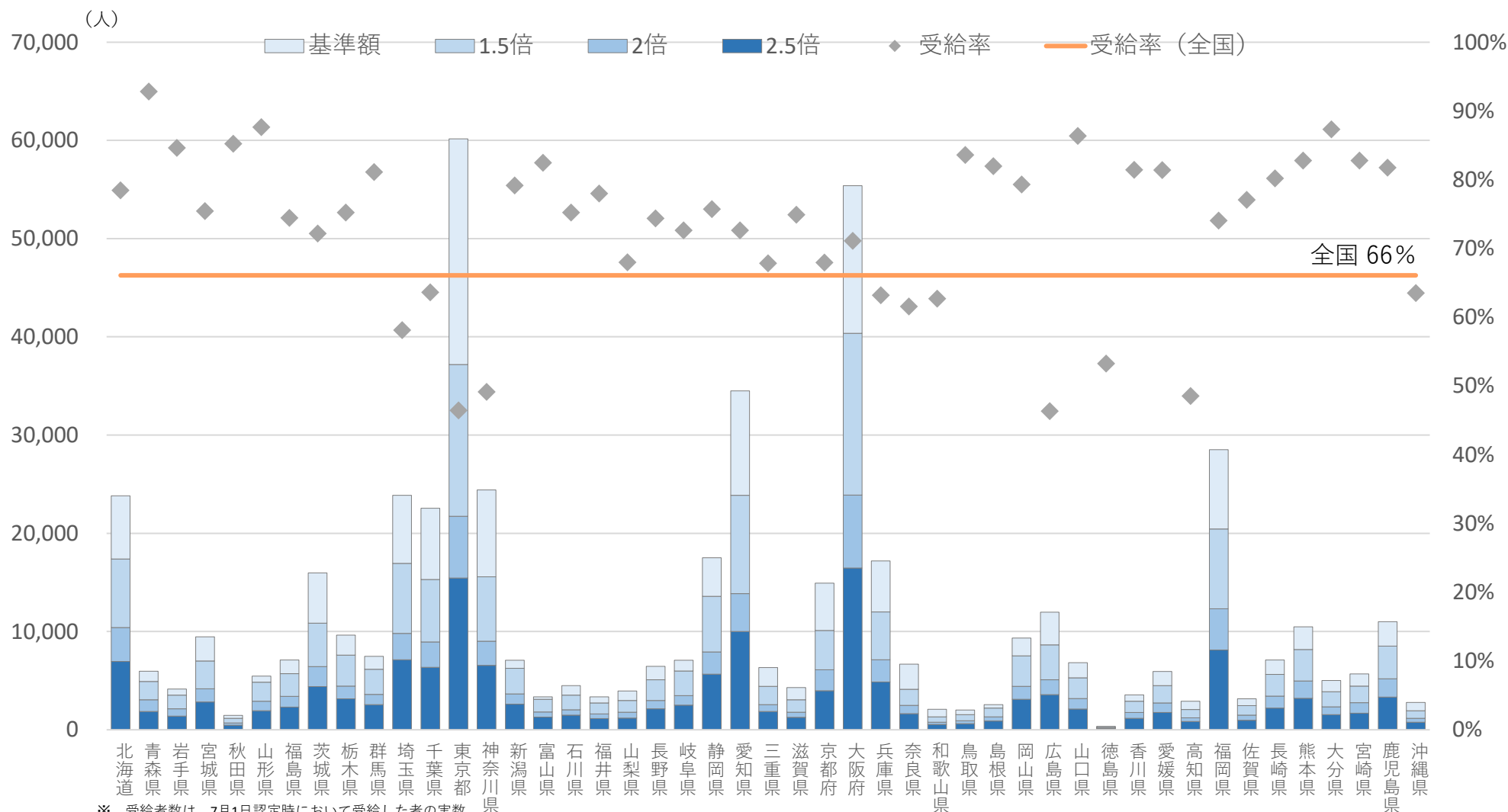
○ 公立に通う高等学校等就学支援金の受給率は，沖縄（91%），宮崎（90%），鹿児島（90%）の順に高く，東京（73%），神奈川（74%）の順に低い。



高等学校等就学支援金の受給資格者数・受給率【私立】（都道府県別，平成27年度）

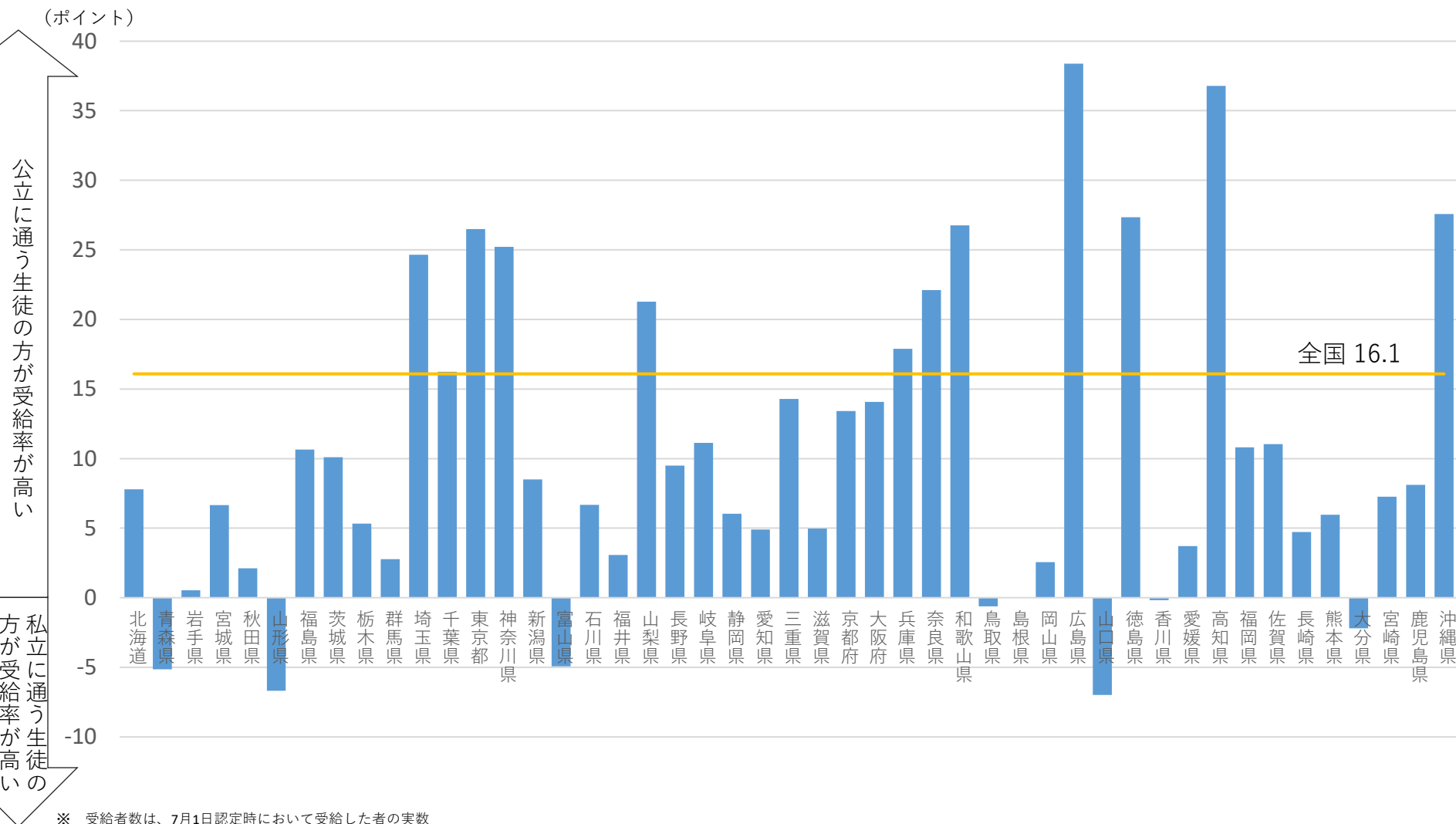
○ 私立に通う高等学校等就学支援金の受給資格者は，東京（約6.0万人），大阪（約5.5万人）の順に多く，徳島（約300人），秋田（約1500人）の順に少ない。

○ 私立に通う高等学校等就学支援金の受給率は，青森（93%），山形（88%）の順に高く，広島（46%），東京（46%）の順に低い。



高等学校等就学支援金の受給率【公立と私立の差】（都道府県別，平成27年度）

- 公立に通う生徒の高等学校等就学支援金の受給率と私立に通う生徒の受給率の差を都道府県別にみると，山口（約-7.0ポイント），山形（約-6.7ポイント）をはじめとする7団体は私立に通う生徒の方が受給率が高い。
- 広島（38.4ポイント），高知（36.8ポイント）など，10団体では公立に通う生徒の高等学校等就学支援金の受給率と私立に通う生徒の受給率の差が20ポイント以上ある。

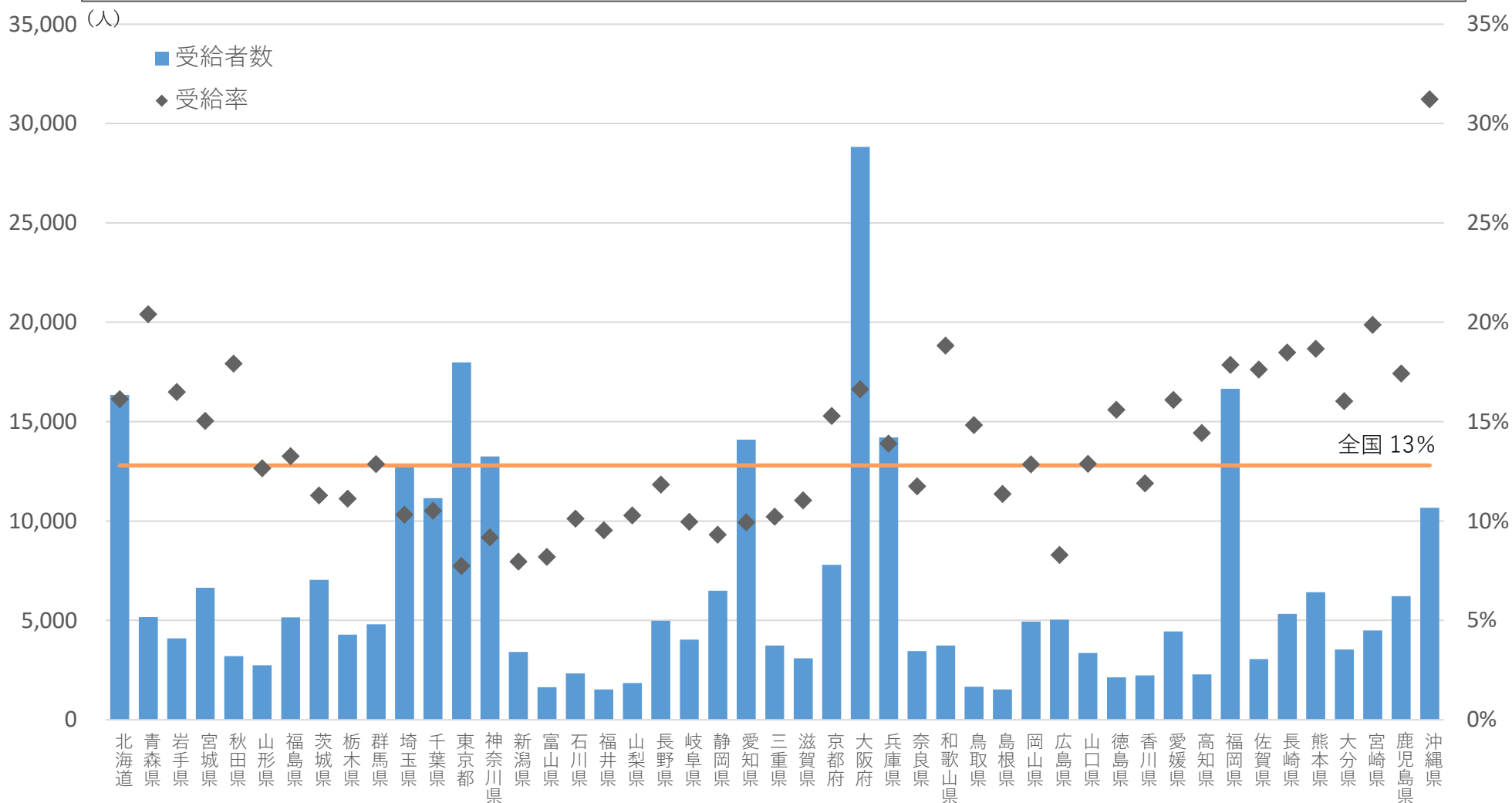


※ 受給者数は、7月1日認定時において受給した者の実数

※ 生徒数（母数）はH27.7.1現在の認定状況調査による対象者（1・2年生）数

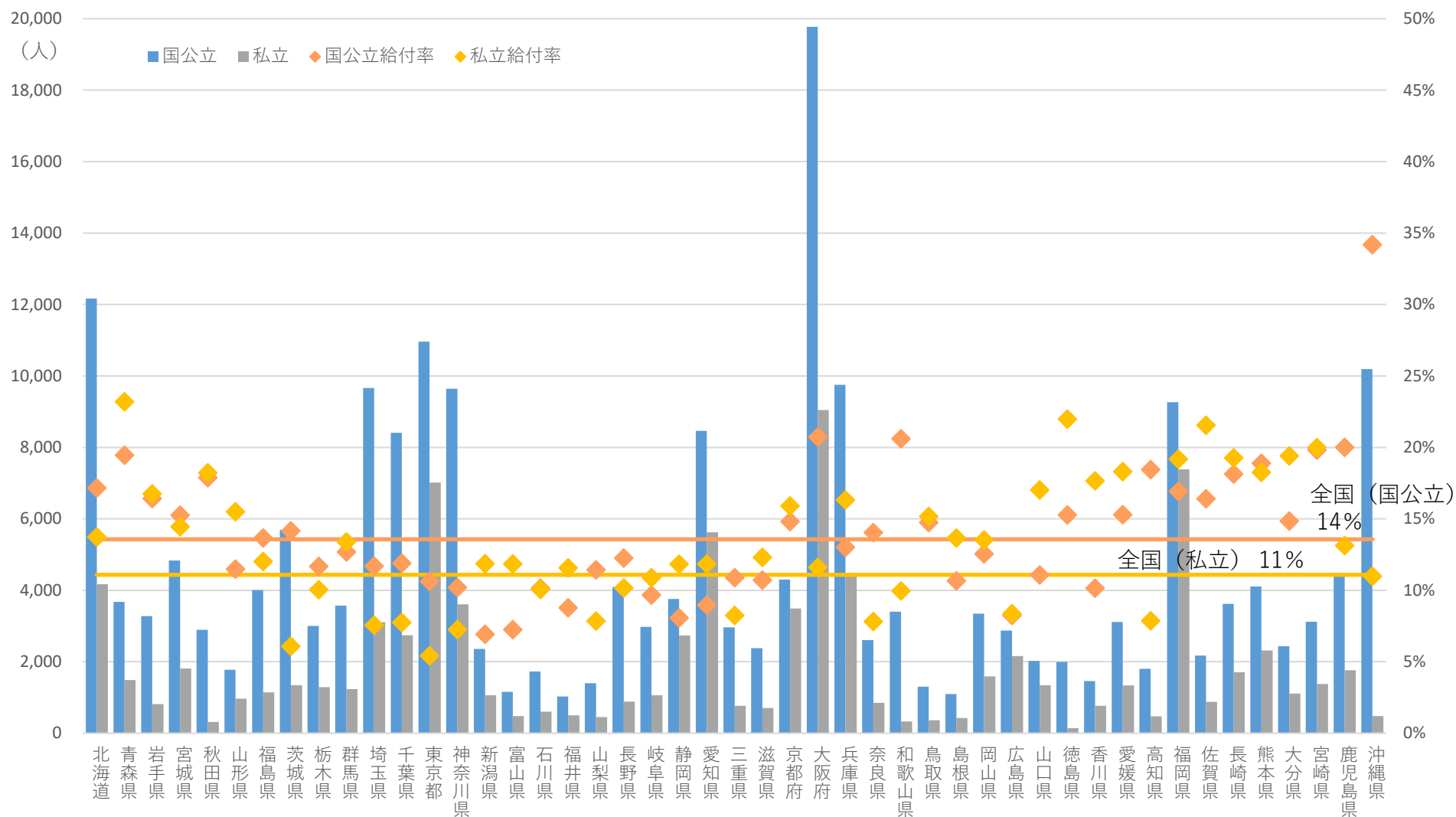
高校生等奨学給付金の受給者数・受給率（都道府県別，平成27年度）

- 高校生等奨学給付金の受給者は，大阪（約2万9千人），東京（約1万8千人）の順に多く，島根，福井（いずれも約1500人）の順に少ない。
- 高校生等奨学給付金の受給率は，沖縄（31.2%）で最も高く，東京（7.7%），新潟（8.0%），富山（8.2%），広島（8.3%）の順に低い。



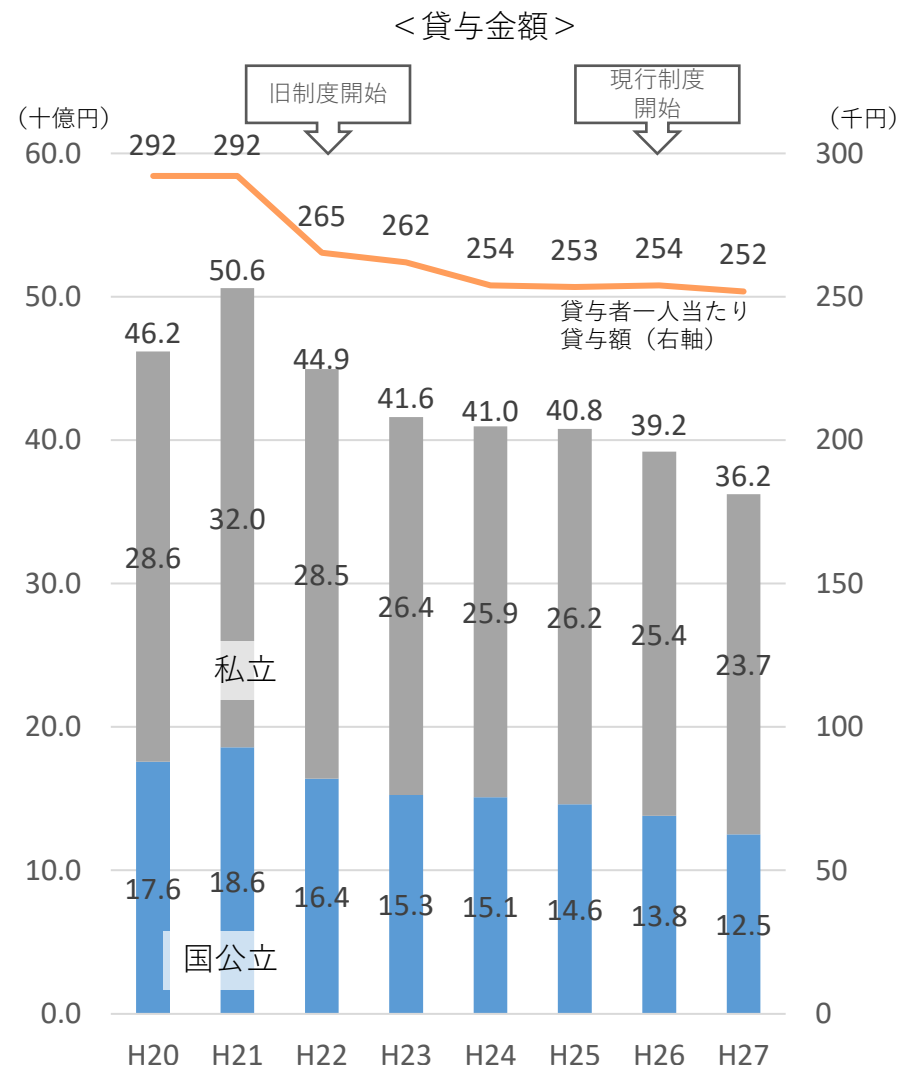
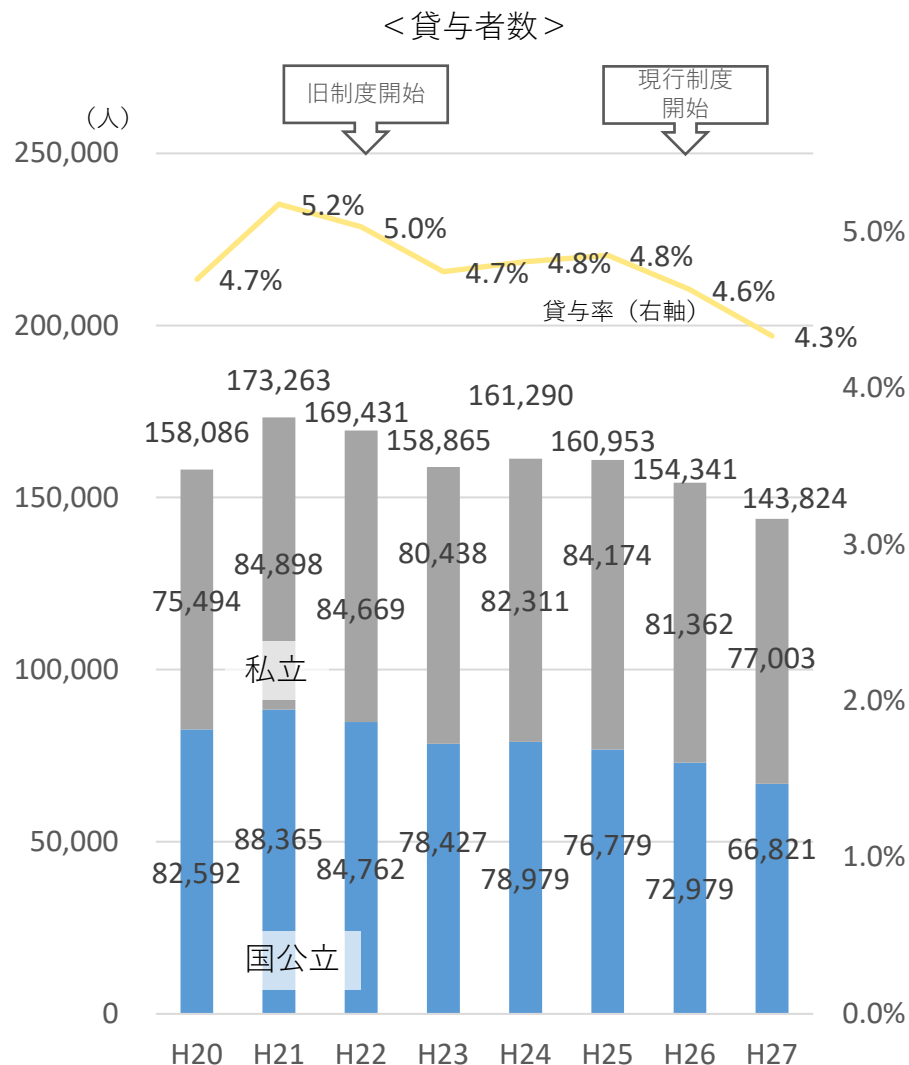
高校生等奨学給付金の受給者数・受給率（都道府県別，国公・私立別）

- 高校生等奨学給付金の受給者数は，すべての都道府県で公立の方が多い。
- 高校生等奨学給付金の受給率は，27団体で私立の方が高い。



都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況

○ 都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績は、平成21年度に比べて減少。
 貸与者数：17.3万人（H21）→ 14.4万人（H27） 2.9万人減（対H21年度比17%減）
 貸与金額：506億円（H21）→ 362億円（H27） 144億円減（対H21年度比28%減）



※貸与率は、高等学校（本科・専攻科・別科）に対する貸与者の割合。

文部科学省調べを基に作成

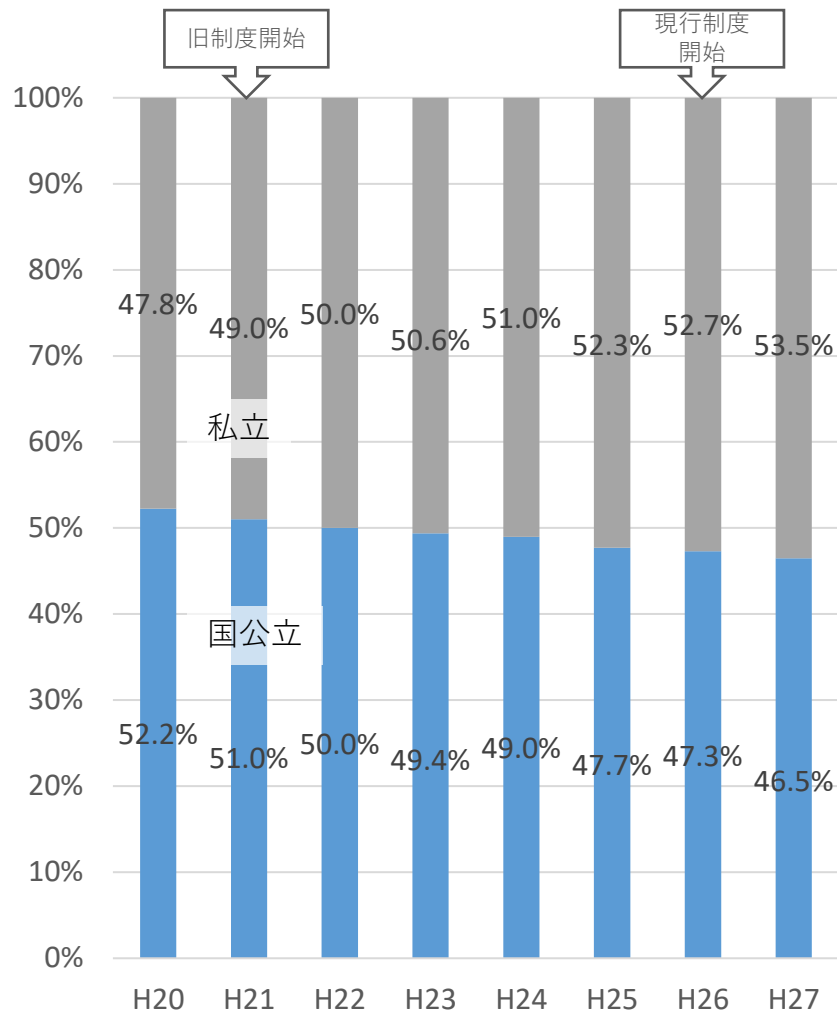
都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況（国公立・私立別の割合）

○ 都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績は、貸与者数・貸与額共に私立に通う生徒の割合が増加傾向。

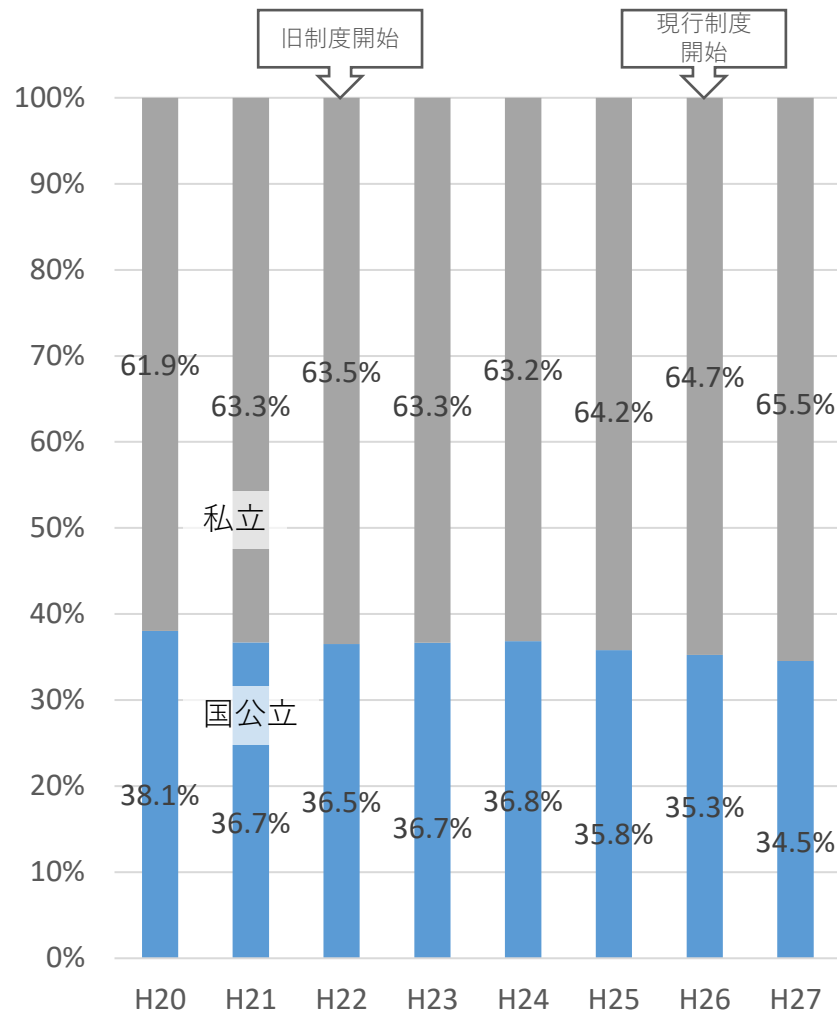
貸与者数のうち私立に通う生徒の割合：49.0%（H21）→53.5%（H27）（+4.5%）

貸与金額のうち私立に通う生徒の割合：63.3%（H21）→65.5%（H27）（+2.2%）

< 貸与者数の割合 >



< 貸与金額の割合 >

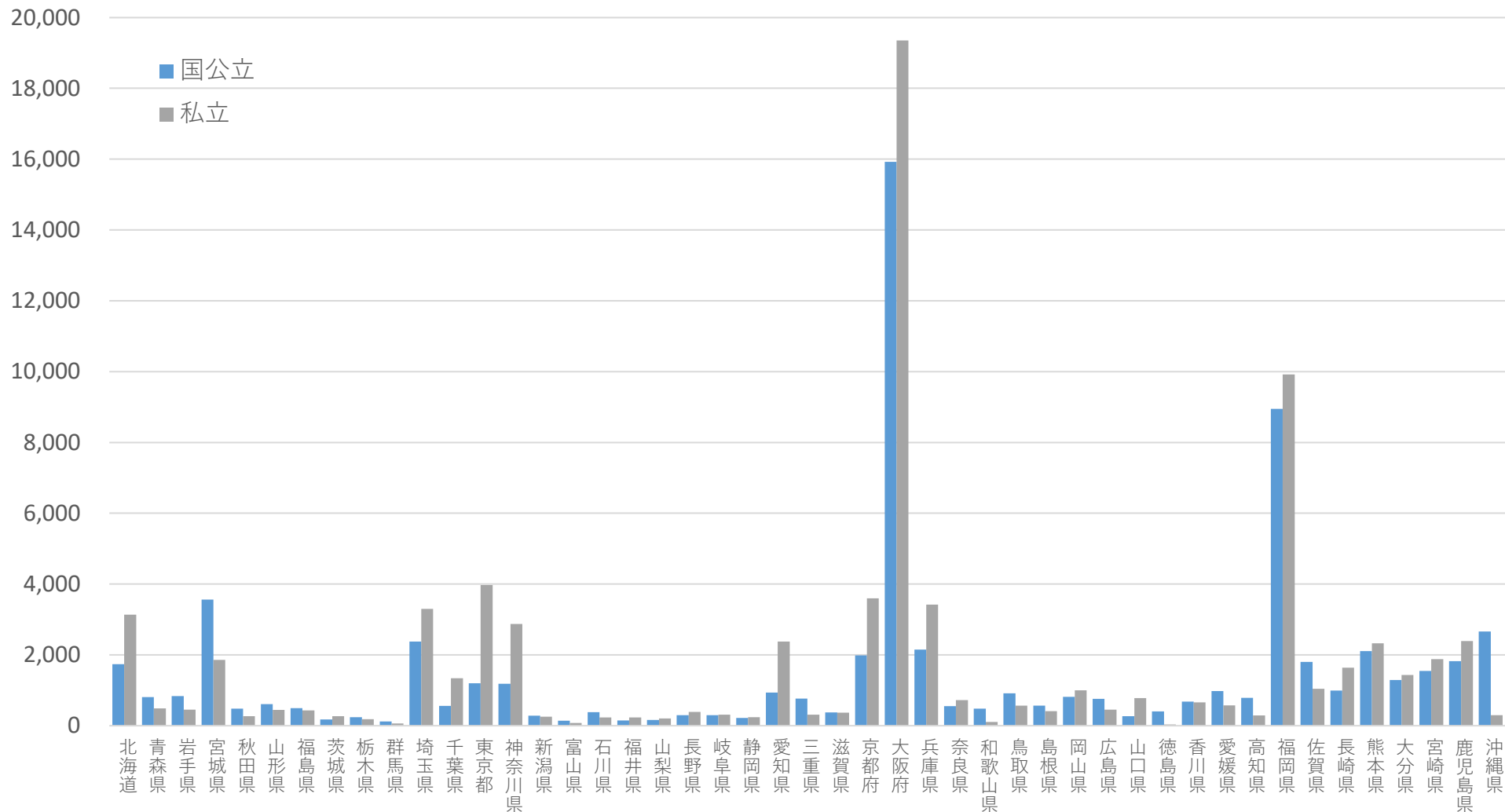


都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況（都道府県別貸与者数・平成27年度）

○都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与者は大阪，福岡の順に多く，最も少ないのは群馬。

大阪府 約3.5万人 福岡県 約1.9万人 群馬県 188人

○23団体では，公立に通う貸与者よりも，私立に通う貸与者の人数が多い。

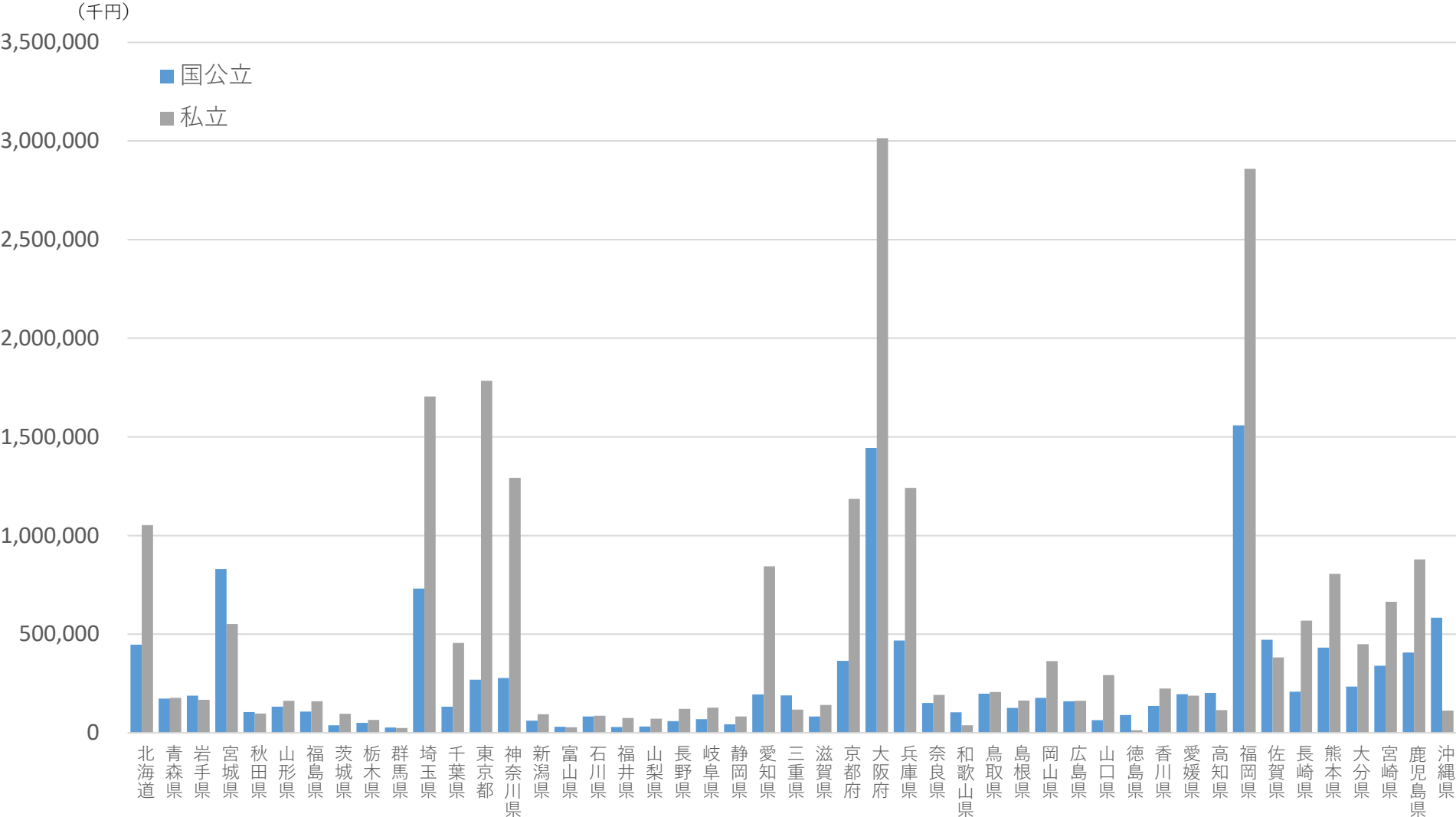


都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況（都道府県別貸与金額・平成27年度）

○都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与金額は大阪，福岡の順に多く，最も少ないのは群馬。

大阪府 約45億円 福岡県 約44億円 群馬県 約0.5億円

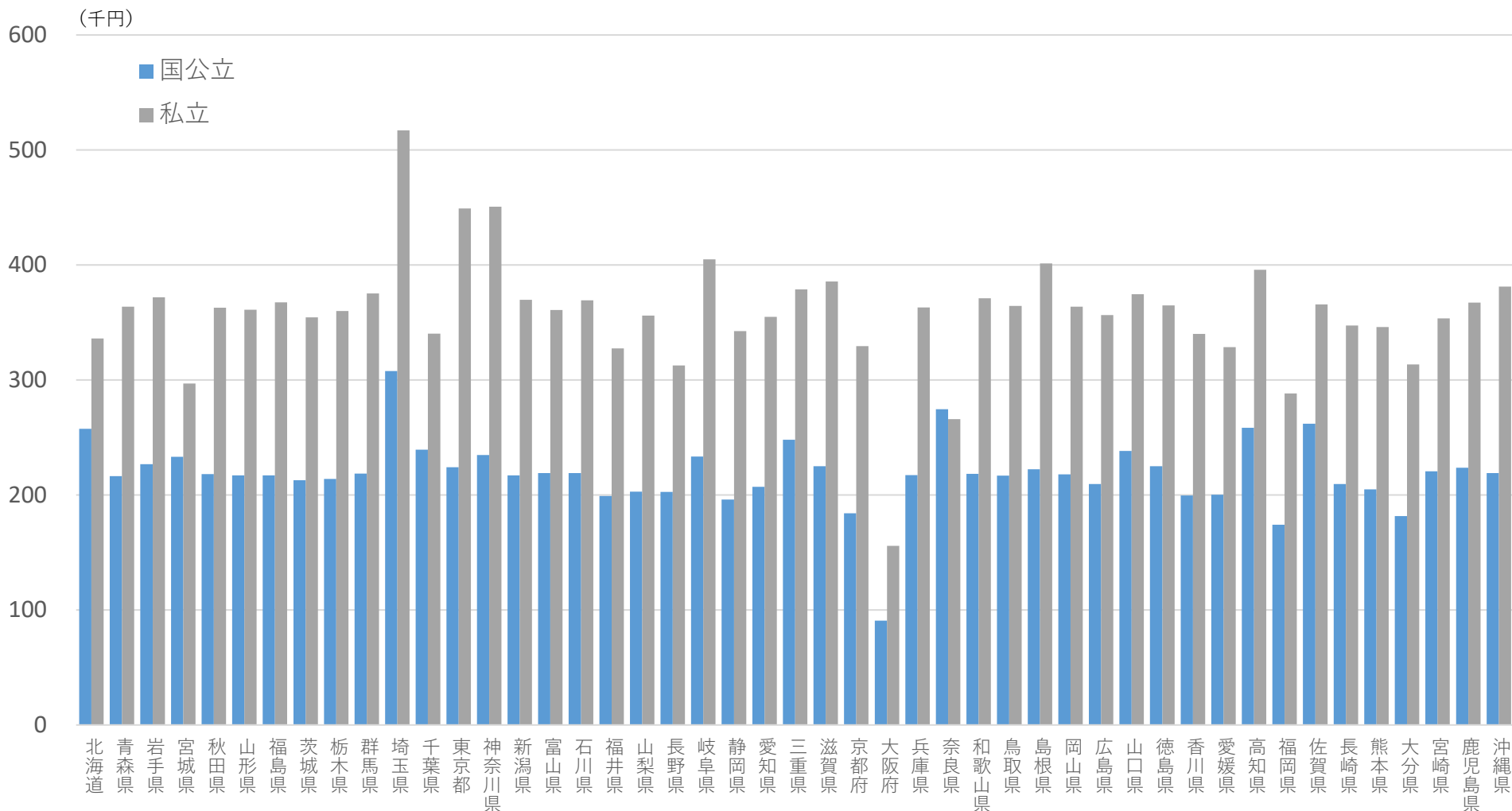
○35団体では，公立に通う生徒への貸与金額よりも，私立に通う生徒への貸与金額が多い。



都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況（都道府県別貸与者一人当たり貸与金額・平成27年度）

○都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与者一人当たり貸与金額は埼玉，神奈川，東京の順に多く，最も少ないのは大阪。

○奈良県を除く46団体では，公立に通う貸与者一人当たり貸与金額よりも，私立に通う貸与者一人当たりの貸与金額の方が高い。



7. 高校生等への修学支援に関する議論

私立高校生（全日制）への各都道府県における支援制度の概略（H28年度）

本表は各都道府県からの報告を基に、私立高校生への支援の全体像を明らかにする目的で作成したものであり、支援の対象、要件、支給額の水準に関する考え方を厳密に示すものではない。

【凡例】☆：国の高等学校等就学支援金と各都道府県の支援額の合算により各都道府県内の授業料最高額の水準まで支援
◎：国の高等学校等就学支援金と各都道府県の支援額の合算により各都道府県内の授業料平均額の水準まで支援
○：各都道府県独自の支援あり

参考：私立高校の授業料平均額
39万3524円（H28年度・全日制）

	～年収 250万円 程度	～年収 350万円 程度	～年収 500万円 程度	～年収 600万円 程度	年収 600万円 程度～
北海道	◎	○			
青森	○	○			
岩手	◎※1				
宮城	☆ (～270万円)	◎	○ (～430万円)		
秋田	☆※1	☆	○	○	
山形	◎	○			
福島	☆※1	☆	☆ (～450万円)		
茨城	◎	◎	○	○ (～590万円)	
栃木	☆※1	☆			
群馬	◎※1				
埼玉	◎	◎	◎	○ (～609万円)	
千葉	☆	☆	○	○	○ (～640万円)
東京	◎	○	○	○	○ (～760万円)
神奈川	◎	○	○	○	○ (～750万円)
新潟	☆	☆			
富山	◎	○	○		

	～年収 250万円 程度	～年収 350万円 程度	～年収 500万円 程度	～年収 600万円 程度	年収 600万円 程度～
石川	☆	☆			
福井	◎	○	○	○ (～590万円)	
山梨	◎				
長野	☆	◎	○	○ (～590万円)	
岐阜	◎	○	○	○ (～590万円)	
静岡	☆	○			
愛知	◎	◎	○	○	○ (～840万円)
三重	◎	○			
滋賀	○	○	○	○ (～590万円)	
京都	☆	◎	◎	○	○ (～910万円)
大阪	◎	◎	◎	◎ (～590万円)	○ (～800万円)
兵庫	◎	○	○	○ (～590万円)	
奈良	○	○	○	○※2 (～590万円)	
和歌山	○	○			
鳥取	☆※1	◎※1			
島根	☆				

	～年収 250万円 程度	～年収 350万円 程度	～年収 500万円 程度	～年収 600万円 程度	年収 600万円 程度～
岡山	◎	○	○	○ (～590万円)	
広島	☆	○			
山口	◎				
徳島	☆	☆	○	○ (～590万円)	
香川	☆	☆	○	○ (～590万円)	
愛媛	◎※1	◎			
高知	☆	☆			
福岡	◎	◎ (～児扶手等受給)			
佐賀	◎※1	○			
長崎	◎	○		○ (～430万円)	
熊本	☆	○			
大分	◎	○			
宮崎	☆	○			
鹿児島	○				
沖縄	◎				
就学 支援金	29万 7000円	23万 7600円	17万8200円 (～590万円)	11万8800円 (～910万円)	

※1 国の高等学校等就学支援金のみで各都道府県の授業料最高額又は平均額の水準までの支援が可能。

※2 生徒が県外（大阪府・京都府・兵庫県・三重県・滋賀県・和歌山県）の私立高校に通う場合、年収560万円程度未満の世帯へ支援を実施している。

都道府県からの要望例①就学支援金（平成28年度における各都道府県・都道府県教育委員会等から要望書より）

支給限度額や要件に関するもの

- ・教育の機会均等を確保する観点から、十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和を図ること。
- ・支給期間及び単位数の上限を撤廃すること。
- ・個々の事情（長期療養などやむを得ない事由による休学など）を斟酌したうえで支給期間を延長できるよう、高等学校等就学支援金制度に係る支給要件を緩和すること。
- ・定時制（単位制）及び通信制（単位制）については、支給限度額を撤廃、支給額を年額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- ・複数の子が高校に在学する世帯の負担を軽減するため、保護者の市町村民税所得割額が30万4200円以上であっても、二人目からは就学支援金交付の対象とするなど制度の改善を図ること。
- ・家計急変などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒は全て就学支援金の対象とすること。

支援の拡充に関するもの

- ・私立高校等の生徒への就学支援金について、低所得世帯への支援を拡充すること。
- ・教育費負担に係る公私間格差是正の観点から、就学支援金制度を拡充すること。
- ・通信制高校に対する支給限度額の見直し
- ・将来的には、就学支援金の所得制限を撤廃すること。

事務負担・事務費に関するもの

- ・就学支援金の申請に必要な添付書類の見直しを図るなど、申請者の負担軽減を図ること。
- ・新1年生については、4月に前年度の課税証明書等を提出させて4月分から6月分までの受給資格審査を行い、さらに7月に当該年度の課税証明書等を提出させ、7月分以降の受給資格審査を行っているが、生徒・保護者にとっては手続が煩雑であり、学校現場にとっては受給資格審査に係る事務負担が重い。
- ・就学支援金に係る事務費の十分な財政措置を講じること。

その他

- ・中学3年生やその保護者へのリーフレットを配布する等、国において引き続き周知を行うこと。
- ・マイナンバー制度に対応した就学支援金システムの改修や業務フローの提示について、都道府県に混乱を生じさせないように、国が責任をもって早期に対応すること。

都道府県からの要望例②奨学給付金ほか（平成28年度における各都道府県・都道府県教育委員会等から要望書より）

支給額の拡充に関するもの

- ・第1子の支給額を増額し、第2子以降との差を解消するための見直しを行うこと。
- ・支給額を拡充し、授業料以外の標準的な校納金における公私間格差の解消を図ること。

財源の確保・分担に関するもの

- ・対象となる生徒にかかる補助金については、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- ・全額国庫負担により実施すること。

事務負担・事務費に関するもの

- ・制度が複雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続きの簡素化を図ること。
- ・申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。
- ・対象者を就学支援金制度と合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とすること。
- ・県外の高等学校に在籍する生徒の把握に必要な調査を国が実施すること。
- ・県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるよう必要な措置を講じること。
- ・奨学給付金に要する事務経費を交付すること。

都道府県の実施する授業料支援・貸与型奨学金に関するもの

- ・高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の活用期間が終了したことも踏まえ、都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。
- ・都道府県が実施する給付型奨学金もしくは貸与型奨学金にかかる返還免除措置に必要な財源を確保すること。
- ・貸与規模等の実情に応じて、これまでの貸与水準を維持しつつ将来にわたり継続的かつ安定的な事業実施ができるよう、奨学金事業の財源となる交付金等を措置すること。

都道府県からの要望例③（就学支援金制度の実施状況に関する調査より）

制度の在り方に関するもの

- ・支給上限期間や単位数を超える部分についても、支給対象として欲しい。
- ・通常、一年次については、4月に申請し、7月に届出を行う必要があり、申請漏れ等が起こりやすく、事務負担の軽減の観点からも年に1回の申請・届出とできないか。
- ・特区制度により市町村が認可した株式会社の設置する高等学校については、所轄庁である市町村から就学支援金も支給して欲しい。
- ・通知書の種類が多く、簡素化して欲しい。
- ・転学後の申請において、消滅通知を紛失している場合が多く、確認作業に時間がかかるため改善して欲しい。
- ・すべての市町村において課税証明書の発行手数料を無料として欲しい。

申請様式に関するもの

- ・申請書においてチェック欄が点在しているため、1箇所にとまとめたり、わかりやすくして欲しい。
- ・申請書上の「親権を行う者」について、保護者の理解が十分得られていないため、具体例を記載して欲しい。

制度の解釈や運用等に関するもの

- ・リーフレットについて多言語化対応して欲しい。
- ・遡及して申請が可能となる「やむを得ない理由」の柔軟な運用。
- ・文部科学省に寄せられた相談事例の共有（特に「やむを得ない理由」に関する判断）。
- ・現行のシステム内で都道府県と学校間のデータのやりとりを可能として欲しい（現在はCSVファイルの送付・読み込みが必要）。

事務費に関するもの

- ・事務費の大幅な増額
- ・事務費の算定事務の負担軽減
- ・就学支援金の支給に係る都道府県独自システムの改修に要する費用を就学支援金の事務費として認めて欲しい。
- ・申請書類の保管方法・保管場所に苦慮しているため、鍵付き保管庫を購入できるよう事務費において備品購入費を対象として欲しい。

都道府県からの要望例④（就学支援金制度の実施状況に関する調査より）

高校生等奨学給付金に関するもの

- ・奨学給付金を全額国庫補助として欲しい。
- ・奨学給付金を全額国庫負担とした上で、事務負担軽減のため、7月の就学支援金と一体の申請として欲しい。
- ・奨学給付金を在校地・在住地にとられない制度にして欲しい。
- ・奨学給付金について、給付区分を簡素化するなどによる事務全体の簡略化
- ・事務費を補助して欲しい。

学び直し支援に関するもの

- ・事務費を補助して欲しい。
- ・繁忙期を避けるため、交付申請時期の前倒しをして欲しい。

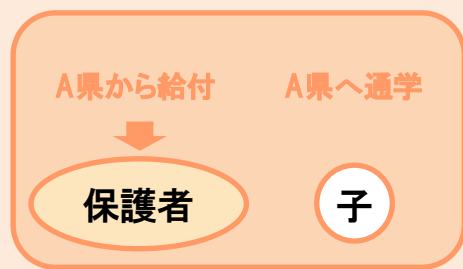
就学支援金におけるマイナンバーシステムの導入に関するもの

- ・マイナンバーシステムの導入にあたって詳細なマニュアルの作成、手続きの見直し。
- ・マイナンバーの導入にあたって、生徒から取得すべき書類の精査などによる事務負担の軽減。
- ・マイナンバーシステムの導入にあわせて、データ集計が容易かつ正確にできるようにして欲しい。
- ・マイナンバーシステムの導入の際に、団体内の統合宛名システムの改修経費を事務費の対象として欲しい。

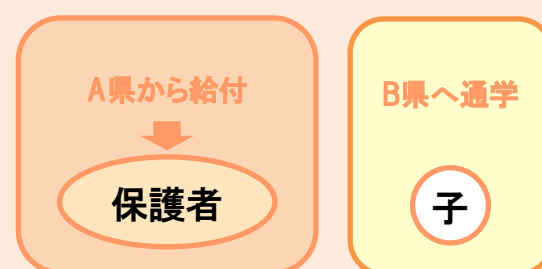
高校生等奨学給付金の支給対象について(平成27年地方分権提案)

高校生等奨学給付金については、事業を実施する都道府県が、当該都道府県の区域内に住所を有する高校生等の保護者に対して支給することとしている。平成27年の地方分権提案において、愛知県より、県外の高等学校等に進学している場合の周知の困難さ等から、当該都道府県の区域内に所在する学校に在学する高校生等の保護者に対して支給すべきとの提案がなされ、今回の検証において検討することとしている。

保護者がA県に在住しており
生徒がA県の学校へ通学している場合



保護者がA県に在住しており
生徒がB県の学校へ通学している場合



○ 現行の運用の経緯

高校生等奨学給付金は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために各都道府県が実施する事業で国が補助する事業（1/3 国庫補助金、2/3 地方交付税措置）であり、一部の都道府県から県外の世帯を対象に一般財源を活用することは議会等の理解が得られないとの意見があったことから、現在の制度としたところ。

→ 平成28年度の就学支援金制度の実施状況調査において各都道府県に意見照会（現在、集計中）

○平成27 年地方分権提案における愛知県からの提案内容

高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象者となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」こととされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者（県外保護者）の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。

このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象者となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。

○平成27 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27 年12 月22 日閣議決定)
6 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

(9) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平25 法90）による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22 法18）の平成28 年度までの施行状況と併せて検証し、平成29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国外に在住する保護者の収入状況の把握について(会計検査院による指摘)

○ 会計検査院による意見表示（平成28年10月27日付け28検612号）

ウ 高校等の生徒の保護者等が国内に在住している場合と国外に在住している場合で就学支援金の支給が可能な限り公平に行われるよう、都道府県及び学校設置者の事務負担に配慮した上で、国外在住保護者の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討すること（会計検査院法第36条の規定により意見を表示するもの）

○ 現行の運用

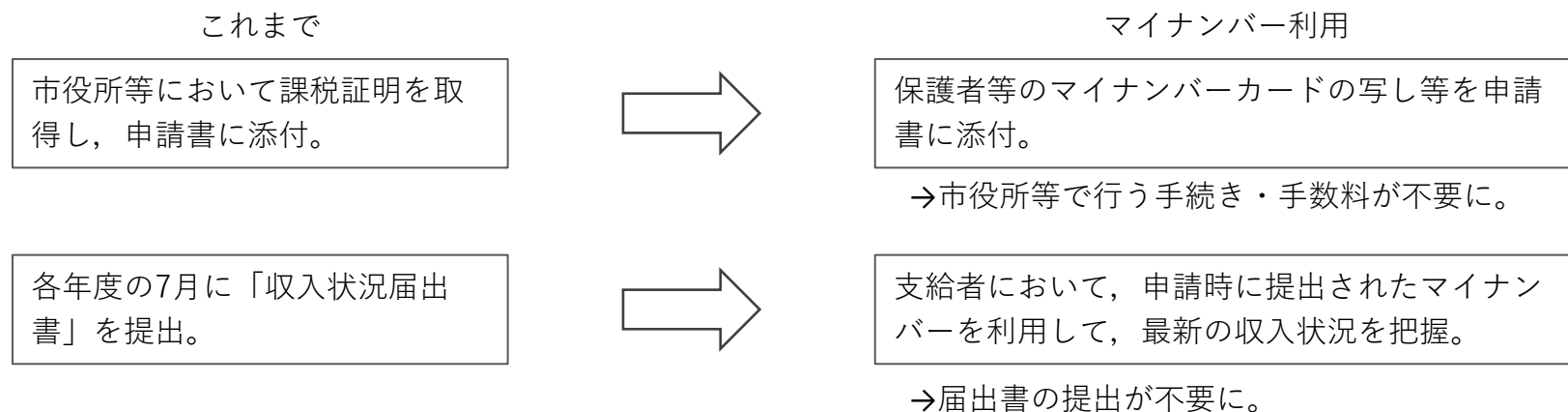
所得制限以外の他の要件（①国内に住所を有し、②日本の高等学校等に在籍し、授業料を支払っている等）を満たしている場合には、所得の状況にかかわらず、一律11万8800円（年額）を支給（所得に応じた加算は措置されない）。

これは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律では、所得制限に該当する者について、例外的に支給しないこととされているため、所得制限に該当することを証明できない以上、原則通り、支給することとしているもの。

マイナンバーを用いた高等学校等就学支援金事務のイメージ

- 高等学校等就学支援金に関する事務については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」において、その事務処理において個人番号（マイナンバー）を利用することができる」とされている。
- マイナンバーを利用した就学支援金事務処理システムを平成31年4月からの稼働に向けて、現在開発中。（一部の都道府県においては、独自に開発したシステムを利用）

事務の変更点のイメージ



システム導入スケジュール

平成29年度 システム設計・開発

平成30年度 「情報提供ネットワークシステム」との接続テスト、試行運用

平成31年度 新システム稼働

地方税法改正に伴う高等学校等就学支援金の所得基準の見直しの検討

指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担が都道府県から指定都市へと委譲されることに伴い、個人住民税の所得割の標準税率について、道府県民税は2%（現行4%）、市町村民税は8%（現行6%）とすることとなった（平成30年1月1日施行）。

このため、保護者等の居住地によって不公平が生じないように高等学校等就学支援金の所得基準を現行の市町村民税所得割の額から、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額へと変更することを検討中。

	（現 行） 市町村民税所得割額	（検討案）市町村民税所得割 と道府県民税所得割の合算額	年収目安
所得制限	304,200円以上	507,100円以上	910万円未満
1.5倍加算	154,500円未満	257,500円未満	590万円未満
2倍加算	51,300円未満	85,500円未満	350万円未満
2.5倍加算	0円（非課税）	0円（非課税）	250万円未満

※ 年収目安はモデル世帯（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生が1人の世帯）の場合

（参考）モデル世帯（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生が1人の世帯）において年収900万円の場合の比較

現行	改正地方税法施行後	検討案
指定都市在住 ・市町村民税所得割の税率 6% →税額 29万9100円 < 30万4200円 →支給対象	指定都市在住 ・市町村民税所得割の税率 8% →税額 39万9300円 > 30万4200円 →支給対象外	指定都市在住 ・道府県民税所得割 +市町村民税所得割の税率 10% →税額 49万8500円 < 50万7100円 →支給対象
指定都市以外の市町村在住 ・市町村民税所得割の税率 6% →税額 29万9100円 < 30万4200円 →支給対象	指定都市以外の市町村在住 ・市町村民税所得割の税率 6% →税額 29万9100円 < 30万4200円 →支給対象	指定都市以外の市町村在住 ・道府県民税所得割 +市町村民税所得割の税率 10% →税額 49万8500円 < 50万7100円 →支給対象

8. 参考

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

幼児教育の無償化

幼児教育の無償化に向けた取組を、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進め、

- ・市町村民税非課税世帯第2子無償化
- ・年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保護者負担軽減

を新たに実施する。

【29年度予算：334億円（323億円）】

※子ども・子育て支援新制度移行分を含めた所要額

高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の充実

○高等学校等就学支援金等【29年度予算：3668億円（3680億円）】

○高校生等奨学給付金

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金を充実

非課税世帯【全日制等】（第1子）の給付額の増額

国公立：59,500円→**75,800円** 私立：67,200円→**84,000円**

【29年度予算：136億円（131億円）】

※（）内は、平成28年度予算額

幼児期

義務教育段階

高校等段階

高等教育段階

就学援助の充実

経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する就学援助について、

・新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げ

小学校：20,470円→**40,600円**

中学校：23,550円→**47,400円**

・国私立学校で学ぶ児童生徒に対する援助の実施に関して市町村へ働きかけを行う。

【29年度予算：7億円（8億円）】

大学等奨学金事業の充実

○給付型奨学金制度の創設【29年度予算：70億円（新規）】※初年度所要額15億円
特に経済的に厳しい状況にある学生等（私立自宅外生及び社会的養護を必要とする者）を対象に一部先行実施

○無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現：47.4万人→**51.9万人**

・貸与基準を満たす希望者全員への貸与（残存適格者の解消）

・低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃

【29年度予算（無利子奨学金事業）：3,502億円（3,222億円）（事業費）

885億円（880億円）（一般会計）】

○所得連動返還型奨学金制度導入に向けたシステム整備

【29年度予算：6億円（セキュリティ対策強化経費含む。）（5億円）】【28年度補正予算：28億円】

各大学等における授業料減免への支援の充実

○国立大学の授業料減免等 対象人数：5.9万人→**6.1万人**

【29年度予算：333億円（320億円）】

○私立大学の授業料減免等 対象人数：4.8万人→**5.8万人**

【29年度予算：102億円（86億円）】

○専門学校生への経済的支援の実証研究 対象人数：**1千人**

【29年度予算：1.8億円（3億円）】

希望する質の高い教育を受けられる社会を実現